

監委公告第 2 号
令和3年1月18日

熊本市監査委員 三島良之

熊本市監査委員 村上博

熊本市監査委員 池田泰紀

熊本市監査委員 高島剛一

監査結果に基づき市長等が講じた措置について

包括外部監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として講じた改善策について、熊本市長等より通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により公表する。

目 次

包括外部監査の結果に係る措置

平成 28 年度	1
平成 30 年度	4
令和元年度	56

(関係条文)

・地方自治法第 252 条の 37 第 5 項

包括外部監査人は、包括外部監査契約で定める包括外部監査契約の期間内に、監査の結果に関する報告を決定し、これを包括外部監査対象団体の議会、長及び監査委員並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない。

・地方自治法第 252 条の 38 第 6 項

前条第 5 項の規定による監査の結果に関する報告の提出があった場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた包括外部監査対象団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。

平成 28 年度(2016 年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市有財産（不動産）の有効活用について～

都市建設局建築住宅部市営住宅課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><集会所及び児童遊園の利用状況の把握及び有効活用の方策について：意見></p> <p>まず、市は市有財産である集会所の利用状況を定期的に把握し、有効活用されているか確認する必要がある。</p> <p>そのうえで、あまり利用がされておらず、有効活用されていない集会所に関しては、指定管理者及び入居者とも協議の上、有効活用の方策を検討することが望まれる。</p> <p>集会所の有効活用の一つの例として、集会所を「コモンリビング化」する考え方がある。「コモンリビング」とは、共同の居間を意味し、住民の誰もが行き来できるもうひとつの居間のことである。</p> <p>なお、集会所と同様に、児童遊園についても利用状況を定期的に把握するとともに、入居者の年齢層等を加味して、利用状況が小さければ、他の用途に転用するなど、敷地の有効活用策を検討することが望まれる。</p>	<p>集会所の運営については、団地入居者で組織している組合等に委ねているため、各団地により取扱いは異なる。なお、利用状況については、令和 2 年（2020 年）2 月 6 日に、集会所管理人 82 名を対象にアンケートを実施したところ、回答のあった 76 件（6 件回答無し）のうち、集会所を利用しているが 68 件、利用していないが 5 件、修理中で利用できないが、1 件、修理が必要で利用できないが、2 件、その他が 1 件だった。平成 28 年 10 月の利用状況調査と比較すると利用していないが 19 件から 5 件に減少している。原因としては、平成 28 年の熊本地震の影響で利用者が減ったが、その後徐々に利用者数が回復してきたことが考えられる。今後の利用については、集会所管理人から今後の利用についての意見や相談等もあっていることから団地住人、自治会等近隣住人と集会所の利用について話し合いを行っていききたい。</p> <p>また、児童遊園についても、利用し活用している状況にあった。</p> <p>今後も、定期的な利用状況の把握に努めていく。</p>	<p>令和 2 年 （2020 年） 2 月 27 日</p>

平成 28 年度(2016 年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市有財産（不動産）の有効活用について～

都市建設局建築住宅部市営住宅課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>＜熊本市南部在宅福祉センターとの共同事業の実施等の検討について：意見＞ 《横林団地》</p> <p>お互いに隣接しており、自由に行き来できる地の利を活かして、横林団地の集会所、児童遊園及び空き室等を利用した地域交流や地域福祉向上のためのイベント等を、横林団地と南部在宅福祉センターとが共同で実施することを検討することが望まれる。地域交流等の活性化というソフトの面で横林団地の機能向上が図られるとともに、集会所、児童遊園及び空き室の有効活用が期待できると思われる。</p> <p>さらに、将来的には横林団地と南部在宅福祉センターについて、施設の複合化を行った場合、機能の充実やコストの低減が図れるかどうか、検討することが望まれる。</p>	<p>団地では、高齢化の進行等により、団地内だけでコミュニティを維持・形成していくことが困難になることが予想される。そのため、団地においても、地域コミュニティの活性化への対応や、周辺地域と一体となり、入居者と地域住民相互が交流出来るコミュニティ活動の場を提供するなどの取組が必要である。</p> <p>南部在宅センターは、住民の福祉活動及び交流活動を推進するための施設であり、介護予防事業や地域交流事業が実施されており、いずれの事業にも多くの入居者が参加しており、すでに地域交流や地域福祉向上のためのイベントが実施されている状況は事業所管課へ確認した。</p> <p>今後は、共同事業について、南部在宅福祉センターが指定管理者制度導入施設であることから、指定管理者の更新時期に合わせて、検討を進める。</p> <p>また、施設の複合化については、将来、団地または南部在宅福祉センター更新時に公共施設総合管理計画の下で検討する。</p>	<p>令和 2 年 (2020 年) 2 月 27 日</p>

平成 28 年度(2016 年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市有財産（不動産）の有効活用について～

経済観光局観光交流部動植物園

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><入園料等の料金改定について：意見> 《熊本市動植物園》 収入増加を目指すためには動植物園の入園料等について、次のような、より柔軟な価格設定を考慮する必要があると考えられる。</p> <p>(1) 入園料等の値上げ 動植物園の入園料は他都市の類似施設と比較して安く設定されている。 動物園については飼育等のコストがかかるのは明らかであるから、受益者負担の原則に基づき、入園料等について値上げが必要かどうか検討する必要があると考える。 この場合、入園料と遊戯施設利用料（乗り放題）とが一体となったワンデーパスや家族全員で均一料金とするなど、利用者の負担増感を軽減させる方策も同時に考慮すべきであろう。</p> <p>(2) 年間パスの導入 他都市では年間パスを導入しており、これを利用することで年間の利用料にキャップがかかるため、より多く利用する市民にとっては年間利用料が相対的に安くなることがある。しかし、入園者数の増加は見込めるため、入園者 1 人当たりのコストは低下することが考えられる。</p>	<p>(1) 入園料等の値上げ 動植物園の入園料については、令和元年度（2019 年度）に「各種市民サービスにおける受益者負担の見直し」として、使用料・手数料について、同年 10 月の消費税率改定も踏まえ、改めて行政コストとそれに対する受益者負担の分析や他都市の状況等も考慮し、全庁的な見直しを行った。 その結果、令和 2 年（2020 年）4 月 1 日から、高校生以上の入園料を 300 円から 500 円（小中学生の入園料は据え置き）に見直した。（令和元年第 3 回定例会にて条例改正）</p> <p>(2) 年間パスの導入 年間パスポートについては、同様の内容の取り組みとして、動物サポーター制度にて加入された方は 1 年間入園料無料という制度を設けている。</p>	<p>(1) 令和 2 年 (2020 年) 4 月 1 日</p> <p>(2) 措置不要</p>

平成 30 年度(2018 年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

文化市民局文化創造部文化政策課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>＜美術館管理運營業務に係る図録の処分について：意見＞</p> <p>《公益財団法人 熊本市美術文化振興財団》</p> <p>図録は市の所有物であり、財団の所有物ではない。また、現状では図録在庫に関する処分方針・規程等を市では策定していない。このため、財団では自らの判断で図録等を処分することはできず、過去の図録は美術館内で減ることがない。現在の収納庫の状況からは、早晚収納力の限界に達することが想定される。そのような事態に陥る前に、適切な処分方針を定め、適正在庫の維持が可能となるように規程等を整備することが望ましい。</p> <p>また、図録は財団の書庫で死蔵していても何の価値も生まないものであるから、できるだけ効果的な活用方法を模索すべきである。例えば、修学旅行で訪れた小中学校等に対して、その年次の企画・展示計画と一緒に送付し、寄贈してはどうか。そうすることで、死蔵品が学校の蔵書となり、また新たな年度で修学旅行の訪問先として選定してもらうことへのアピールにもなり、一挙両得となるのではないか。</p>	<p>図録の販売状況や在庫数、収納庫について改めて指定管理者と情報共有を行い、処分及び贈呈の基準を定めた。</p>	<p>令和 2 年 (2020 年) 3 月 9 日</p>

指摘事項等

<経理規程について：意見>

《公益財団法人 くまもと地下水財団》

(例 1:補助簿の照合作業について) 経理規程第 15 条では、補助簿の金額は、毎月末日に総勘定元帳の関係口座の金額と照合しなければならないと規定されている。しかし、現状では補助簿は作成されているものの、毎月末日の照合が行われていない。補助簿は主要簿を補助する帳簿であり、取引の明細を記録するものである。したがって、全ての勘定科目について作成を必要とするものではなく、必要であると判断されたものについて作成されればよい。また、現在は会計ソフトを用いて経理事務を行うのが通常である。総勘定元帳と補助簿とで照合を必要とするのは、両者に差異が生じる可能性がある場合であり、想定されるのは補助簿が会計ソフト以外(表計算ソフト、手書き等)で作成されている場合である。現在の規程ではこのような状況を想定しておらず、画一的な規定となっているため、見直しを行うことが望ましい。

(例 2:固定資産廃棄に関する規程について) 経理規程第 51 条には固定資産の廃棄又は除去についての規定が定められている。いっぽう、同第 52 条第 3 項には「固定資産のうち減価償却を要するものについては、毎会計年度末においては、決裁を経て廃棄することができる。」旨が規定されている。この文言を字句どおりに解釈するならば、減価償却資産について毎期末に任意に廃棄することも受け取ることもできる。固定資産の破棄については第 51 条に定められており、重複した規定となっているため、第 52 条第 3 項の規定は削除するか、文言を適切な内容に変更することが望ましい。

(例 3:契約書の省略) 経理規程第 61 条に「契約金額が 30 万円以上 80 万円以下の契約については、請書をもって契約書に代えることができる。」と規定されている。現状では 30 万円未満の契約についての規定がないため契約書を作成する必要があるが、30 万円以上 80 万円以下の契約については請書をもって契約書に代えることが可能であるのに対し、30 万円未満の契約については契約書が必要となるのは合理性がない。30 万円未満の契約については、「契約書の作成を省略することができる」等の簡便的な規定を追加するのが望ましい。

措置内容	措置日
<p>(例 1:補助簿の照合作業について)</p> <p>会計ソフトを用いて経理事務を行っている実態に則し、会計システム以外での管理が必要なもののみを補助簿とするなど補助簿に関する規定を整備し、令和 2 年 (2020 年) 2 月 6 日の令和元年度第 2 回通常理事会で承認を得た。</p>	<p>(例 1)</p> <p>令和 2 年 (2020 年) 2 月 6 日</p>
<p>(例 2:固定資産廃棄に関する規程について)</p> <p>経理規程の固定資産廃棄に関する重複した内容を整理し、「廃棄または除却」に関する規定の整備及び語句の修正等を行い、令和 2 年 (2020 年) 2 月 6 日の令和元年度第 2 回通常理事会で承認を得た。</p>	<p>(例 2)</p> <p>令和 2 年 (2020 年) 2 月 6 日</p>
<p>(例 3:契約書の省略)</p> <p>平成 30 年 (2018 年) 9 月の監査の際、監査員の指摘を受け、経理規程第 61 条の「契約書の省略」について、熊本市の規定等を参考に改正案を作成し、平成 31 年 (2019 年) 2 月 15 日の平成 30 年度第 2 回通常理事会で承認を得た。</p>	<p>(例 3)</p> <p>平成 31 年 (2019 年) 3 月 25 日</p>

指摘事項等

<寄付金の使途特定について：意見>

《公益財団法人 くまもと地下水財団》

財団は継続して寄付を募っている。

公益法人の寄付金は使途の指定の有無により、会計処理及び収支相償の計算に影響するので、寄付者の意思は重要である。使途の指定がある寄付金は、正味財産増減計算書の指定正味財産増減の部に計上する必要がある。指定正味財産とは、寄付等によって受け入れた資産で、寄付者等の意思により当該資産の使途、処分または保有形態について制約が課されている資産である。

寄付金の収受に当たっては寄付者の意思を確認する必要があるため、財団では、寄付申出書にその内容について記載をお願いしている。具体的には、様式 1 に示した寄付の種類のうち「通常（公益目的事業）寄付金」を使途指定寄付金として処理している。また、公 1 事業から公益事業全般までの各項目にチェックマークを付すことにより使途の意思表示を判別している。いっぽう、使途指定のない一般寄付金の場合には「特別寄付金」の条件欄に、例えば、法人全般に使用してほしい等の記載をお願いしている。

ここで、「使途の制約」とは、例えば地下水の調査研究に使用してほしい等、具体的に表現される必要があり、公益目的事業全般に使ってほしいという場合には、使途が制約されているとは言えないのではないかと。

現状の寄付申出書では、「通常（公益目的事業）寄付金」の全てを使途指定としているが、このうち「公益事業全般」欄にチェックマークが付されたものは使途指定がないものとして取り扱うべきであろう。したがって、公 1 事業から公 4 事業まで及び「特別寄付金」を指定寄付金として処理し、公益事業全般に対する寄付金は一般寄付金として処理することになる。

または、寄付申出書の様式を変更し、寄付金の項目を「通常寄付金」と「特別寄付金」とし、特別寄付金のうち寄付の条件が使途の制約に合致するものを指定寄付金として処理することも考えられる。

また、財団には寄付金規程に類する規定が策定されておらず、寄付金の種類の定義が明らかにされていない。寄付金規程を整備し、寄付金に対するする財団としての考え方を明確にしておくことが望ましい。

措置内容	措置日
<p>賛助会規約の一部にしか規定のなかった寄付金について、新たに寄付金取扱規程を整備するとともに、寄付者がその寄付に際し、より意思を表明しやすいよう寄付申出書の様式を改め、令和2年2月6日開催の令和元年度第2回通常理事会において承認を得た。</p>	<p>令和2年（2020年） 2月6日</p>

平成 30 年度(2018 年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

環境局環境推進部水保全課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><派遣職員に係る情報開示について：意見></p> <p>《公益財団法人 くまもと地下水財団》</p> <p>現在、財団は市から 2 名、県から 1 名、職員を派遣されている。派遣職員に係る人件費のうち基本給分は、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」の規定及び「公益法人等への熊本市職員の派遣等に関する条例」、「公益法人等への熊本県職員の派遣等に関する条例」の規定に従い、当該職員に対して市及び県から直接支払われている。</p> <p>当該基本給分の支給については、市又は県と当該職員との間の取引であるため、財団の正味財産増減計算書には計上されていない。しかし、当該職員の給料分については事実上の支援であると考えられるため、財団と地方自治体との支援として、職員の状況に派遣職員がいる旨を記載する、またはその他注記にその内容を記載する等、何らかの情報開示を行うことが望ましい。</p>	<p>令和 2 年（2020 年度）2 月 6 日開催の令和元年度第 2 回通常理事会にて職務の執行状況について報告した際、熊本県及び熊本市からの派遣職員は「公益的法人等への熊本県職員等の派遣に関する条例」及び「公益法人等への熊本市職員の派遣等に関する条例」に基づく派遣である旨明記した。</p>	<p>令和 2 年 (2020 年) 2 月 6 日</p>

平成 30 年度(2018 年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

経済観光局産業部経済政策課しごとづくり推進室

指摘事項等

<永年褒賞積立金（引当金）について：指摘>

《一般財団法人 熊本市勤労者福祉センター》

センターの共済事業において、会員になった後、5年・10年・20年経過したタイミングで、一定額の給付を行う永年褒賞という給付を実施している。平成 23 年までは将来の給付に備えるための積立金として、永年褒賞積立金が負債の部に計上されていた。積立額は平成 23 年度末で 57,405 千円であった。

センターは平成 24 年 4 月 1 日に一般財団法人へ移行しており、これに合わせて新会計基準を適用している。その際に、当該積立金は引当金の要件を満たさないと判断し、平成 30 年 3 月期までの決算において段階的に全て取崩されている。平成 24 年に新基準へ移行した当時、会計上の引当金の要件のうち、「(4) 金額を合理的に見積もることができること」を満たしていないと判断したとのことである。しかし、実際には長期間にわたる給付額のデータが蓄積されており、会員の残存率等から、ある程度の合理性を持って将来の発生額を見積もることが可能であったはずである。

一定の仮定に基づく引当金の合理的な算定は、例えば従業員の退職発生確率に基づく退職給付引当金の計算や、貸倒実績率に基づく貸倒引当金の計上など実務上広く行われている。

さらに、合理的な金額の見積もりができないことを理由に計上を取りやめるのであれば、過年度の計上そのものが誤りであったことになる。したがって、その判断を行った時点で全額を取り崩すべきであり、段階的な取崩を行うべき理由はない。

このようなことを考え合わせると、当該給付金については従来どおり積立金（引当金）を計上すべきであったと考える。

また、特定資産として永年褒賞積立預金を計上していた分についても、積立金の取崩に合わせて取崩を行い、平成 29 年度末残高がゼロとなっている。特定資産の計上にあたっては、その目的、積立方法、目的取崩の要件、運用方法等を定めた取扱要領を作成することが望ましく、一定の内規に基づき法人の意思決定により計上されるものとされており、引当金との対応関係は求められていない。

したがって、仮に特定資産を取り崩したとしても引当金はこれと別に計上することが可能であり、特定資産の取崩を理由として引当金の計上を行わないことには合理性がない。

措置内容	措置日
<p>令和2年(2020年)3月1日付けで一般財団法人熊本市勤労者福祉センター永年褒賞引当金規程及び一般財団法人熊本市勤労者福祉センター永年褒賞引当預金規程を新たに制定した。</p> <p>現在は、規程に則り、会員残存率を使用した見積りによって永年褒賞引当金を計上しており、引当金とは別に永年褒賞引当預金を積立てることとし、引当金と連動させることなく管理を行っている。</p>	<p>令和2年(2020年) 3月1日</p>

平成 30 年度(2018 年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

経済観光局産業部経済政策課しごとづくり推進室

指摘事項等	
<p><退職金の会計処理について：指摘> 《一般財団法人 熊本市勤労者福祉センター》 センターでは平成 29 年度の退職者の発生時に、経常費用の事業費の退職金科目を用いて「退職金〇〇／未払金〇〇」という仕訳が計上されている。決算処理において、退職の発生により期末時の在籍者の退職給付債務が減少し、期首時点の退職給付債務よりも期末時点の退職給付債務が小さい場合には、その差額を特別利益として戻入処理しており、「退職給付引当金 ▲▲／退職給付引当金戻入益（特別利益） ▲▲」という仕訳が計上されている。これらの処理を行うことにより、退職金の支払いについては経常費用に計上され、これまで引当処理していた分の戻入益は特別利益に計上されることになり、費用と戻入益の段階損益が整合していない状況となっている。</p> <p>センターが準拠すべき退職給付に関する会計基準の適用指針の定義に従うと、将来の退職金の支払いに備えて退職給付引当金を計上している場合において、退職金の支払いが発生した時には、引当金の目的取崩しとして「退職給付引当金 〇〇／未払金 〇〇」という仕訳を計上し、決算整理時には、退職給付に係る負債残高（退職給付引当金）の帳簿価格と、期末時点で計算された退職給付債務との差額を退職給付費用という事業費用科目で調整する必要がある。「退職給付費用 〇〇／退職給付引当金 〇〇」この方法により段階損益に影響を与えず、退職給付に係る損益を適切に正味財産増減計算書に反映することができる。</p>	
措置内容	措置日
<p>退職金が実際にどの程度支給されたのかを示すために総額表示を行ったものであるが、令和 2 年度（2020 年度）からは退職給付に関する会計基準の適用指針の定義に従い純額表示を行う。</p>	<p>令和 2 年（2020 年） 3 月 31 日</p>

指摘事項等

＜財団の重要な意思決定プロセスについて：意見＞

《一般財団法人 熊本市勤労者福祉センター》

平成 29 年 2 月 6 日起案「熊本市勤労者福祉センターの管理運営に関する協定書について」は、理事長までの決裁に留まっており、理事会には諮られていない。内容は、勤労者福祉センターの管理運営について市との協定を締結し、平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 5 年間で、指定管理料は延べ 165 百万円の契約に関するものである。一般法第 90 条では、一般財団法人の重要な意思決定については、理事に委任することはできないと定められている。センターの指定管理業務は収益の 17%を占め、法人のその他事業の拠点となっている施設の管理者となる特に重要な業務であることから、当該契約は財団にとって特に重要な契約であると判断されるため、理事会決議が必要であると考えます。

この点について、センターの見解は以下のとおりである。「平成 28 年 3 月 22 日の理事会において平成 28 年度事業計画が承認されており、この中で平成 29 年度に契約予定の市との指定管理契約に対する取組について事前に承認を受けている。その後平成 28 年秋に指定管理事業者としての選定を受けたため、契約業務の執行を理事長に委任している。また、契約が平成 29 年 2 月中となるため、理事長決裁で契約行為を行い、平成 29 年 3 月の理事会において翌年度の事業計画の中に当該指定管理業務を織り込むことで理事会の承認は得ていると判断している。」

しかし、平成 28 年 3 月 22 日は市が指定管理業務の仕様を公開する前であり、理事会では内容を吟味し、指定管理業務を受託するか否かの意思決定は行えないはずである。平成 28 年 3 月の理事会において決議されているのは「公募に取り組む」ことであって、「応募する」ことではない。仮にそれが同義であるとしても、仕様と指定管理料等が経営上問題ない内容であるか否かについて、理事会としての判断はいつ、どこで行っているのか不明である。平成 28 年 3 月の理事会の時点では内容を検討し得ないのであるから、応募について理事会が理事長に包括的に委任し、その上で平成 29 年 3 月の理事会において事後承認している形となる。

この点について、指定管理業務の内容についてはこれまでの実績もあり、実行可能であるか否かは十分に予見可能であり、現状として応募しないことは想定されないとのことであった。

仮に理事会の開催が不可能であれば、一般法第 96 条及び定款第 35 条で規定されている理事会決議の省略の方法を用いることも考えられる。理事会によるガバナンスを重視している現行の公益法人制度ではこのような簡便決議も設計されているのであるから、法の趣旨に沿った理事会運営を行うべきと考える。

指定管理業務実績はそのとおりであろうが、法人としての運営に重大な影響を与える応募内容・仕様について、理事会が事前に詳細を知らされていないことには変わりはない。また、平成 28 年の応募は、センターが特例民法法人から一般財団法人へ移行した後で初めて行うものである。

特例民法法人における理事会の権限は、「理事が決議し、法人としての意思を決定する場として非常に重要なもの」とされていたのに対して、一般財団法人のそれは、一般法に規定された法定の機関としての権限であり、一般法に規定された専決事項については厳格な適用が求められる。したがって、一般財団法人移行後の理事会決議のあり方を特例民法法人のそれと同じに捉えることはできない。

このように考えると、現状では理事会がその判断を行うに足る情報を与えられた上で運営方針を決定しているとは言えず、一般法が要求する法人のガバナンスのあり方としては不十分であると言わざるを得ない。

措置内容	措置日
令和 2 年度（2020 年度）以降は、一般法第 96 条及び定款第 35 条で規定されている理事会決議の省略の方法等を用いて、指定管理者申請の際は応募前に理事会を開催し、意思決定を行う。	令和 2 年（2020 年） 3 月 31 日

平成 30 年度(2018 年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

経済観光局産業部商業金融課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><事業報告・計算書類① ソフトウェアの資産計上もれについて：指摘> 《株式会社 熊本流通情報センター》 会社はクラウド・データセンター事業において「メール無害化システム」を開発している。開発において発生した平成 29 年度のソフトウェア（メール無害化システム）の外注費（4,500 千円）および開発に関わった当社の従業員の人件費がすべて平成 29 年度の単年度（発生年度）の費用として処理されている。 会計および税務上は、法人税基本通達にあるように将来の収益に貢献するソフトウェアの開発費については、無形固定資産であるソフトウェアの科目に資産計上することが求められる。そして、一旦固定資産に計上した後に、その資産が使用できる期間にわたって費用配分する手続きである減価償却という方法を用いて、使用する期間に渡って費用化していくことが求められる。当社では自社利用の使用期間（耐用年数）として、5 年定額法を設定しているため、この期間で均等に減価償却していく必要がある。 なお、「将来の収益に貢献する」認識において、会計上と税務上とは認識の方法に差があるため、差が生じた場合には、税務上の別表にて調整することとなる。</p>	<p>取締役会に報告を行い、費用計上と固定資産計上の判断を厳格にした。 指摘内容について、令和 2 年（2020 年）3 月 13 日付で修正申告済。</p>	<p>令和 2 年 （2020 年） 3 月 13 日</p>

平成 30 年度(2018 年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

経済観光局産業部観光政策課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>＜財務諸表等の様式① キャッシュ・フロー計算書及び財産目録以外：意見＞</p> <p>《一般財団法人 熊本国際観光コンベンション協会》</p> <p>協会経理規程第 2 条で「協会の会計処理については、公益法人会計基準によるものとする」と規定しているが、「公益法人会計基準」の運用指針に定められている貸借対照表、貸借対照表内訳表、正味財産増減計算書、正味財産増減計算書内訳表、財務諸表に対する注記、附属明細書への準拠が不十分であった。</p> <p>例えば、貸借対照表について協会は、実施事業会計・法人会計・その他事業会計別に作成しているが法人全体の貸借対照表を作成していない。また、貸借対照表の勘定科目が様式は「現金預金」となっているが、協会は「(1) 現金預金」としたうえでその下に「現金」「普通預金」「決済用普通預金」「定期預金」を記載しその下で「現金預金合計」としているなど様式と異なる点が複数認められた。運用指針に定められている様式に従って作成することが望ましい。</p>	<p>法人全体の貸借対照表作成については、令和元年度（2019 年度）決算より対応済み。</p> <p>また、貸借対照表の勘定科目の様式は、運用指針に示された様式と一致はしていないものの、運用指針の内容が網羅されている状況であり、顧問税理士と協議した結果、費用対効果の面からも様式の変更は行わない。</p>	<p>令和 2 年 (2020 年) 3 月 31 日</p>

平成 30 年度(2018 年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

経済観光局産業部観光政策課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>＜財務諸表等の様式② キャッシュ・フロー計算書及び財産目録：意見＞</p> <p>《一般財団法人 熊本国際観光コンベンション協会》</p> <p>運用指針第 3 項（1）において「公益会計基準に定めのあるキャッシュ・フロー計算書については、認定法第 5 条第 1 2 号の規定により会計監査人を設置する公益社団・財団法人以外の公益法人は、これを作成しないことができる」と規定している。この規定に従えば協会は、キャッシュ・フロー計算書を作成しないことができるが、任意で収支計算書を作成している。しかし、その様式は運用指針に定めたキャッシュ・フロー計算書の様式と異なっている。</p> <p>また、運用指針第 4 項において「公益法人会計基準に定めのある財産目録については、移行法人及び一般社団・財団法人は、これを作成しないことができる」とあることから協会は、財産目録を作成しないことができるが、これも任意で作成している。ただし運用指針に定めた財産目録の様式とは異なっている。</p> <p>独自様式の場合、他者比較を行う場合に有用性が損なわれるおそれがある。キャッシュ・フロー計算書及び財産目録を作成する場合は、運用指針に定められた様式に従って作成することが望ましい。</p>	<p>キャッシュ・フロー計算書の様式は、運用指針に示された様式と一致はしていないものの、運用指針の内容が網羅されている状況であり、顧問税理士と協議した結果、費用対効果の面からも様式の変更は行わない。</p> <p>また、財産目録については、説明用に作成したもので、いわゆる運用指針に定めた財産目録とは異なるものであることから、令和元年度（2019 年度）決算より、これまで財産目録としていたものを（参考資料）財産一覧に改めた。</p>	<p>令和 2 年 （2020 年） 3 月 31 日</p>

平成 30 年度(2018 年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

経済観光局産業部観光政策課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>＜内部取引高等の相殺消去について：指摘＞ 《一般財団法人 熊本国際観光コンベンション協会》 協会では、会計区分間において生ずる内部取引高等の相殺消去を行っていない。 「公益法人会計基準注解」に「当該公益法人が有する会計区分間において生ずる内部取引高は、正味財産増減計算書内訳表において相殺消去するものとする。また、公益法人が会計区分を有する場合には、会計区分間における内部貸借取引の残高は、貸借対照表内訳表において相殺消去するものとする」と規定されている。協会は、上記基準に準拠し内部取引高等の相殺消去を実施すべきである。</p>	<p>監査による指摘を踏まえ、令和元年度（2019 年度）決算より対応済み。</p>	<p>令和 2 年 （2020 年） 3 月 31 日</p>

平成 30 年度(2018 年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

経済観光局産業部観光政策課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><シンポジウム誘致の業務フローについて：意見> 《一般財団法人 熊本国際観光コンベンション協会》</p> <p>シンポジウムの誘致業務において、収入及び支出の予算書が作成され稟議書で決裁がなされているが、実績が予算を超過する場合には再稟議で決裁するとの説明を担当者より受けた。しかし、このような場合の内部決裁に関する明文規程がない。また、実際の収入及び支出が予算と比べて多かったのか少なかったのか、またその要因について分析を行っていない。</p> <p>実績が予算を超過する場合の取り扱いについて、不測の損害が生じないようにするため、また、責任の所在を明らかにするなどのため明文規程を作成することが望ましい。実際の収入及び支出について予算と比較分析し差異の生じた原因を明らかにすることで、今後のシンポジウム誘致に生かせるノウハウを蓄積することが期待できる。</p>	<p>監査での意見に基づき、令和 2 年(2020 年) 11 月 1 日付で改定を行った。</p>	<p>令和 2 年 (2020 年) 11 月 1 日</p>

平成 30 年度(2018 年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

経済観光局産業部観光政策課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><電話加入権の実在性について：意見> 《一般財団法人 熊本国際観光コンベンション協会》 協会では、貸借対照表に電話加入権を 371 千円計上しているが、権利書等を閲覧することができず当該資産の実在性及び当該資産に対する所有権を有していることを検証することができなかった。 電話加入権を資産として計上するに当たっては、当該資産の実在性及び電話加入権が協会に帰属していることを示すため権利書等を適切に保存することが望まれる。</p>	<p>電話加入権の実在性について、NTT西日本に対し調査を行ったところ、加入権の存在は確認できたものの、文書による回答や証明書の発行ができない旨の説明があったため、顧問税理士と協議した結果、報告書を作成し、協会内部で稟議書の決裁を受け、実在性及び当協会への帰属確認の根拠とした。</p>	<p>令和 2 年 (2020 年) 3 月 31 日</p>

平成 30 年度(2018 年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

経済観光局産業部観光政策課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>＜賞与引当金について：指摘＞</p> <p>《一般財団法人 熊本国際観光コンベンション協会》</p> <p>協会では、毎年 12 月～翌年 5 月の賞与計算期間を基準として 6 月に夏季賞与を支給しているが、賞与引当金を計上していない。</p> <p>毎決算期において、12 月～翌年 5 月の賞与計算期間のうち 12 月～翌年 3 月に対応する金額を賞与引当金として計上すべきである。また、財務諸表に対する注記の重要な会計方針において引当金の計上基準に関する注記を記載すべきである。</p>	<p>賞与引当金の計上については、給与規程第 11 条に「協会の経営状況その他やむを得ない事由がある場合には支給時期を延期し、または支給しないことがある」と規定しており、令和元年度（2019 年度）決算時点では、コロナ禍による協会収益の悪化や働き方改革関連法の施行に伴う給与・賞与等の見直しを行っていることから、翌年度の賞与の支給を行うか否か、行う場合どのくらいの支給率とするのか等の条件を確定できず、引当金設定の要件である「金額を合理的に見積もること」が困難であった。</p> <p>したがって、令和元年度（2019 年度）決算への引当金の計上は行わず、財務諸表に対する注記にその旨を記載する対応を行った。</p> <p>今年度の給与・賞与等の見直しを踏まえ、顧問税理士と協議しながら、令和 2 年度（2020 年度）決算より賞与引当金を計上する。</p>	<p>令和 2 年 （2020 年） 10 月 31 日</p>

平成 30 年度(2018 年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

経済観光局産業部観光政策課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><リース債務の計上区分について：指摘> 《一般財団法人 熊本国際観光コンベンション協会》 協会では、貸借対照表の固定負債の区分にリース債務を 7,225,299 円計上しているが、このうち 2,143,755 円については貸借対照表日の翌日から 1 年以内に支払期限が到来する。 貸借対照表日の翌日から 1 年以内に支払期限が到来するリース債務については、貸借対照表の固定負債の区分ではなく流動負債の区分に計上すべきである。</p>	<p>監査による指摘を踏まえ、令和元年度（2019 年度）決算より対応済み。</p>	<p>令和 2 年 （2020 年） 3 月 31 日</p>

平成 30 年度(2018 年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

経済観光局産業部観光政策課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>＜共通費用（人件費及び経費）の配賦基準について：指摘＞</p> <p>《一般財団法人 熊本国際観光コンベンション協会》</p> <p>協会では、人件費及び経費の配賦について人員数を基に配賦しているが、事業年度ごとに各会計単位に所属する人員数が異なるにかかわらず平成 22 年より見直しを実施していないため、実際の人員配置を反映した配賦となっていない。</p> <p>人件費及び経費を配賦する際には、事業年度ごとに各会計単位に所属する人員数に変更が生じていないかどうか確認し、変更がある場合は適時見直しを実施すべきである。また、恣意的な人件費及び経費の配賦を避けるため、人員数を把握する際に一定期間（例えば、年度単位等）の人員数とするのか一定時点（例えば、予算作成時点・決算日時点など）の人員数とするのかも明確にすべきである。</p>	<p>監査の指摘を踏まえ、令和元年（2019 年）9 月に按分の基準について整理済み。</p> <p>令和元年度（2019 年度）決算より新たな基準での按分計算にて対応済み。</p>	<p>令和 2 年 （2020 年） 3 月 31 日</p>

平成 30 年度(2018 年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

経済観光局産業部観光政策課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>＜熊本市から派遣されている職員の人件費の負担について：意見＞</p> <p>《一般財団法人 熊本国際観光コンベンション協会》</p> <p>協会は、「公益的法人等への熊本市職員の派遣等に関する条例」及び「派遣職員の取り扱いに関する協定書」に基づき、継続的に市から派遣職員を受け入れている。しかし、当該職員に係る人件費は市が負担していることから協会の財務諸表には反映されておらず、結果的に人件費の金額が実態より少ない金額として表示されている。</p> <p>財務諸表の利用者へのより正確な情報提供という観点からは、市から受け入れている職員の人数及び市が負担している人件費の金額等について財務諸表に対する注記など、何らかの形で当該人件費負担についての開示情報の充実を図ることが望まれる。</p> <p>また、中長期的観点からは、市から職員を受け入れ続けるべきか否か、受け入れるとするならば適正な人数は何名か、受け入れないとするならば人件費の負担はどうするのか、その場合に市との連携に与える影響はどうなるのか等、市と協会の間における人材面での関係性のあり方について検討することが望まれる。</p>	<p>市から受け入れている職員の人数及び市が負担している人件費の金額等について、令和元年度(2019年度)決算より「財務諸表に関する注記」に記載し対応済み。</p> <p>職員の受け入れについては、協会と市とで十分な協議を行い、今後の在り方等について引き続き検討する。</p>	<p>令和 2 年度 (2020 年度) 3 月 31 日</p>

平成 30 年度(2018 年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

経済観光局スポーツ・イベント部スポーツ振興課

指摘事項等

<会計処理の妥当性について：指摘>

《一般財団法人 熊本市社会教育振興事業団》

事業団の会計処理の妥当性について検証したところ、以下の事項が検出された。

年度/勘定科目/検出事項/原因

- ・平成 27 年度/退職給付引当資産/退職給付引当金との金額が乖離している (230,316 円)。
/ 特定資産で仕訳する際、入力ミス。
- ・平成 29 年度/退職給付費用 (実施事業会計) /本来 1,848,389 円と計上すべきところを 4,369,253 円と 2,520,864 円過大計上となっていた。/本来、収支計算書及び正味財産計算書 (損益ベース) の 2 段階でそれぞれ按分するものを、正味財産計算書按分段階での入力もまれていたため。退職給付普通預金取得支出の配賦 2 次仕訳と退職給付費用の配賦が 2 重に計算されたため。
- ・平成 29 年度/賞与引当金繰入/本来 1,870,879 円と計上すべきところを、配賦がもれ、0 円となっており、1,870,879 円過少計上となっていた。/収支計算書及び正味財産計算書の 2 段階でそれぞれ按分するものを正味財産計算書按分段階での入力もまれていたため。

上記検出事項は、職員の単純ミスから発生したものである。しかし、いずれも過年度の会計処理や計上額との比較で、容易に誤りに気付くことができる項目であるため、内部のチェック体制を強化するとともに、職員間の業務の引き継ぎ体制を強化する必要がある。

なお、平成 29 年度については実施事業会計での会計処理誤りであるため、「公益目的支出計画実施報告書」における公益目的財産残額の算定にも誤りがあることになる。したがって所管庁に確認をするとともに、正しい数値に訂正する必要がある。

措置内容	措置日
<p>所管課において、会計処理のミスについては、チェックリストを活用したチェック体制を強化するとともに、職員間の業務の引き継ぎ体制を強化し、不注意等によるミスを防止するよう指導した。</p> <p>それを受け事業団としては、会計分野の研修等の充実により再発防止に努める。</p> <p>なお、公益目的財産残額の算定誤りについては、令和元年度（2019年度）の確定申告において、過年度修正を含むものとして、注記に記載の上、令和2年（2020年）6月1日付けで税務署に申告した。これに基づき、熊本県への「公益目的支出計画実施報告」を令和2年（2020年）6月29日提出したところ、注記により、令和元年度（2019年度）とともに過年度修正がなされた報告書とみなされ、令和2年（2020年）8月26日に審査は完了し、当該報告書は了承された。</p>	<p>令和2年（2020年） 8月26日</p>

平成 30 年度(2018 年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

健康福祉局福祉部健康政策課

指摘事項等	
<p><経営改善計画① 計画における会員（会費）確保策について：意見> 《社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会》 市社協は、「収入確保への取り組み」の推進項目として、「1 会員（会費）制度の見直し」を掲げている。 具体的な取組として「会費種別ごとに目標値を設定し、本会の会員（正会員・住民会員・法人会員）になれば、どのようなメリットが期待できるのかを明確にし、住民や自治会にとっても魅力ある制度としていきます」と記載するとともに、会費種別ごとの目標値を記載している。しかし、市社協の会員となる、あるいは会費を払うメリットが明確になっておらず、メリット等の提示が十分にできていない。 また、平成 29 年度より新たな会費制度として「住民会費制度」を導入し、住民から一口 500 円を徴収する計画であったが、住民からの反発があり、会員確保はうまく行っていない状況とのことである。計画策定時に、住民に一番近い区事務所の意見聴取等が不十分で、住民からの意見の吸い上げや住民への理解が得られていないものと考えられる。 区事務所からの意見聴取を十分に行ったうえで、会員となる住民が十分納得のいく説明を行うとともに、会員となるメリットを十分に提示することが望まれる。</p>	
措置内容	措置日
<p>市社協は、会員制度により得た会費を地域福祉事業に活用し、地域福祉に寄与している。このことについて、自治会をはじめ地域住民や企業に対して十分に説明することで会員制度への理解を促進し、より多くの支援が得られるよう会員確保に引き続き努めている。 特に、企業とは異業種交流を深めるため、市社協が熊本法人会(加入:約 4,500 社)及び熊本商工会議所(加入:約 6,800 社)の会員となり、市社協が実施している様々な社会貢献活動を P R し、両団体の協力を得ながら法人賛助会員の拡充を行い、地域福祉活動を支援いただく法人の拡充に努めた。 会員となることで、企業は社会的貢献を行っている団体であると認知され、イメージアップを図ることができるというメリットがある。今後においては、会員となった企業の P R のため、ホームページにバナー掲載等を行いながら、社協会員のメリットを提供する。</p>	<p>令和 2 年 (2020 年) 3 月 31 日</p>

平成 30 年度(2018 年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

健康福祉局福祉部健康政策課

指摘事項等	
<p><経営改善計画② 計画における寄付金（香典返し）について：指摘> 《社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会》 推進項目「2 寄付金の取組み」について、「現状と課題：寄付金には、香典返し寄付金・一般寄付金の2種類があり、香典返し寄付金については、身近な地域団体としての校区の社会福祉協議会へ寄付をされてる方が年々増加しており、本会の寄付金の収入額は減少傾向にあります」と記載がある。このように香典返し寄付金の減少理由として、「校区の社会福祉協議会への寄付の増加」を記載している。しかし、校区社協への寄付の増加状況についての根拠資料の提示を求めたところ、根拠資料はないとの回答であった。すなわち、香典返し寄付の減少理由としての根拠が乏しいにも関わらず、理由として記載されている状況であった。 経営改善計画である以上、現況について適切な根拠に基づいて適切な実態を把握するとともに改善案を練り、将来の計画を策定すべきである。 なお、寄付を行うことのメリットの一つとして、「寄付金控除」等の税制上のメリットがある。税法上のメリットについて、市社協のホームページでは一切触れられていない。ホームページにおいて税制上のメリットを説明することで、寄付者に対するインセンティブを図ることが望まれる。</p>	
措置内容	措置日
<p>経営改善計画において、本会への寄付金が減少している理由として、校区社協への寄付金が増加していることを挙げたが、その理由を根拠づける資料を探ることが出来なかったため、今後の計画については、記載しないこととする。本会への寄付金が減少していることは事実であることから、所得税、住民税、法人税での控除等の対象となるなどの、香典返しを含めた寄付金のメリットをホームページに掲載し市社協への寄付を拡充させる。</p>	<p>令和2年(2020年) 3月31日</p>

指摘事項等

<経営改善計画③「収入確保への取り組み」における積算根拠及び収支差額ベースでの目標額の明示について：意見>

《社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会》

「収入確保への取り組み」の推進項目ごとに目標値が設定されている。

<3 災害対応型自動販売機設置事業>については、目標となる設置台数（累計）が設定されているが、台数を増やすための広報に係るコストが検討されておらず、台数を増やすことによる収支差額がどの程度になるのか検討されていない。また、場合によっては台数を増やそうとすれば当該事業について収支赤字になる可能性も否定できないが、その点についても検討されていない。

さらに、<4 介護保険事業及び養護老人ホーム運営、並びに要介護認定調査事務の強化>に関して、前年比増加割合により目標値を設定しているが、根拠ある積算に基づく計画であるとは言えない。また、各事業において、収支差額ベースではどのような数値になるのか、見当がなされていない。

当該計画については熊本地震を受けての災害対応を最優先としたため、設置に係るコスト、収支の検討が後回しされた面がある。しかし、経営改善計画を策定する場合、収入計画については根拠ある積算に基づき収入予測を算定し、これに対する支出予測を立てた上で計画を立案するのが通常である。導入を急いだために収支の検討が後回しにされた時でも、事態がある程度落ち着いた後に収支状況を検討し、その後の計画の変更の要否、計画継続の適否等について検討すべきである。

措置内容	措置日
<p>災害対応型自動販売機設置事業については、災害自販機に係る電気工事を含めた電気代、災害時における中の飲料水に係る費用については、市社協の負担となっている。そのため、平時において収入が見込めない災害自販機については、見直しを進め、台数を減少させている状況である。</p> <p>今後の災害自販機の設置については、設置場所の選定や、設置後の収支見通しを十分に行ったうえで判断していく。</p> <p>介護保険事業の目標値設定の収入積算には、要介護認定調査事業の調査件数を基にしているが、令和 2 年度中に基盤強化計画を策定する際、事業毎に、過去数年の収支状況を、各年の特殊要因による増減を踏まえたうえで精査し、目標値の設定を行う。</p>	<p>令和 2 年 (2020 年) 3 月 31 日</p>

平成 30 年度(2018 年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

健康福祉局福祉部健康政策課

指摘事項等	
<p><経営改善計画④ 事務費・事業費の削減目標の根拠について：意見> 《社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会》 「経費削減への取り組み」について、推進項目「2 事務費・事業費の削減」では、目標値を設定している。 「収入確保への取り組み」では、おおむね増収方向の計画であることから、一般的には、それに比例して支出は増加する傾向にあると思われる。いっぽうで、目標値としては減少方向の計画となっており、それを達成するために相応の根拠が必要となるはずである。また、事務費と事業費の減少傾向は異なってしかるべきなので、事務費と事業費を一律に減少させる目標を掲げることはできないはずである。目標値について、根拠ある積算資料の提示を求めたところ、具体的な積算根拠資料はないとのことであった。何らかの具体的計画の裏付けなしに目標を設定しても、実現不能となる可能性が高く、意味のない計画となるおそれがある。 経営改善計画を策定する際には、収入に関する計画と同様、支出面についても根拠ある積算に基づき目標値を算定し、事業ごとの収支差額ベースで収支計画を策定すべきである。</p>	
措置内容	措置日
<p>基盤強化計画において、事務費について根拠ある積算に基づき、目標値を算定するとともに、令和 2 年度から、予算措置段階で各取引事業者と個別に交渉を行い、費用の削減につなげた。 各種事務事業で使用する物品等の購入について、次年度以降約 10%を目安に価格を下げてくださいように、各業者と単価交渉を行っており、また、施設で使用する電力については、電力会社と大規模契約割引特約契約を締結し、通常契約と比べ割引が適用される契約を行った。</p>	<p>令和 2 年 (2020 年) 10 月 31 日</p>

指摘事項等

< 愉和荘① 愉和荘のあり方について：意見 >

《社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会》

愉和荘は養護老人ホームであり、平成 20 年 10 月、旧植木町社会福祉協議会に設置され、平成 22 年の合併に伴い市社協に事業が引き継がれた。

定員に対して 10%程度空きのある状況であることから収益の確保が難しく、赤字の状況が続いている。

この点につき、健康福祉政策課の見解は次のとおりである。「養護老人ホームについては、本市（高齢介護福祉課）が入居相談に基づき、措置手続きにて入居先を決定するため、施設側での入所者数の調整は行えません。数年前から、養護老人ホームについては入居者数が減少し、市全体として定員割れが発生している状況です。」愉和荘の平成 29 年度平均在所率は 87.6%であるので、平均の 89.6%よりもやや少ない。このように、自主的な努力により収入を増加できない状況下、当該事業が継続的に赤字を出していることにより、市社協全体の財政へも影響を与えている。

また、市社協へ愉和荘が引き継がれた経緯を考えれば、建て替え工事の投資意思決定者は市（旧植木町）であり、措置決定を行うのも市である。このように、市社協自身の意思決定が及ばない事項について市社協が責任を負うのは不合理であろう。そこで、市及び市社協は、以下のような観点から市社協において養護老人ホームの運営を継続していくのか、抜本的な検討を実施することが望まれる。

パターン：市での検討事項／市社協での検討事項

・市社協での運営を継続：【市】措置の適切な実施、施設需要に対する市全体での供給体制の検証。／【社協】市以外の周辺市町村に対して、施設の空き状況、施設の広報を積極的に実施。費用面での更なる削減を模索。

・同事業を行っている他法人に事業を譲渡する：【市・社協】地域福祉の推進及び社会福祉事業を行う者の連絡調整を中心的使命として実施する市社協において、そもそも施設を運営する意義があるのか、検討を行う必要がある。仮に市の政策の一環として養護老人ホームの運営を市社協にゆだねるのであれば、市による財政的な負担を検討する。

・事業自体を廃止する：【市】①施設のある周辺地域での養護老人ホームのニーズを慎重に検討。②事業廃止の場合、市所有の土地の有効活用方法を検討。／【社協】①同左。②建物は市社協所有であるため、売却又は他の目的のために利用を検討。

措置内容	措置日
<p>厚労省通知により、養護老人ホームの入所について、収容の余力がある場合に限り、取扱人員総数の20パーセントの範囲内で契約入所を認める取扱いが示されたことを受け、各養護老人ホームと協議のうえ、契約入所の対象者要件や基準等について定め、令和2年4月より適用しており、当面は、この方法により経営改善を目指す。中長期的には、周辺市町村の状況も把握しつつ、既存施設の介護保険施設への転用あるいは施設の廃止・譲渡なども含めて検討を行う（基盤強化計画）。</p> <p>【契約入所制度の概要】</p> <p>①対象者 住宅確保要配慮者（高齢者、障がい者、低額所得者、被災者 等）</p> <p>②範囲 定員の20%以内</p> <p>③利用料金 各施設で設定（ただし措置費相当額を上限とする）</p> <p>また、市社協においては、入所者の確保に向けて地域包括支援センター一等地域の関係者や市外自治体を訪問し、周知活動を行った。</p>	<p>令和2年（2020年） 4月1日</p>

平成 30 年度(2018 年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

健康福祉局福祉部高齢福祉課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>＜賞与引当金について：指摘＞</p> <p>《公益社団法人 熊本市シルバー人材センター》</p> <p>センターは每期 6 月 30 日及び 12 月 10 日に賞与を支給しており、賞与支給の基準日は 6 月 1 日及び 12 月 1 日である。6 月に支給する賞与の計算期間は 12 月から 5 月までである。そのため決算時には、発生主義の原則に基づき 12 月から 3 月までの 4 か月分の賞与引当金を計上する必要があるが、賞与引当金が計上されていない。</p> <p>平成 30 年 6 月に支給された賞与の総額は 6,407,322 円であったので、概算では平成 29 年度末において約 4,200 千円の賞与引当金が計上不足となっていたことになる。</p>	<p>令和 2 年度当初予算、「収支計算書」「収支予算書」の「給料手当」に含めて計上した。</p>	<p>令和 2 年 (2020 年) 6 月 15 日</p>

平成 30 年度(2018 年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

健康福祉局福祉部高齢福祉課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><退職給付の計算及び退職給付引当金② 退職給付引当金残高の記載について：指摘></p> <p>《公益社団法人 熊本市シルバー人材センター》</p> <p>センターは期末の退職金要支給額に基づき退職給付引当金を計上している。この期末自己都合退職金支給額は、現在の退職手当支給規程に記載された支給率に基づいて計算されている。実際の退職金支給額が規定どおりに算定されていないため、必然的に各期末で算定されている退職金要支給額も実際と異なる額が計上されていることになる。</p> <p>退職金規程の改定に合わせ、実態に即した期末要支給額を算定し、引当金の額を適切に計上する必要がある。</p> <p>また、平成 29 年度末では、上記の現行規程に基づき算定された退職金要支給額と平成 29 年度末貸借対照表の退職給付引当金残高を比較すると 2,251,320 円が計上過大となっている。これは、前期末の退職給付引当金残高に対して、29 年度末の要支給額が減少したため、1,125,660 円を取り崩す仕訳を行うべきところ、誤って貸借を逆に仕訳入力してしまったために、その倍額が差異となって現れていることによる。</p> <p>仕訳入力を行う際には細心の注意を払い、適切に入力する必要がある。</p>	<p>引当金処理及び仕分けについては令和元年度中に実施済である。</p>	<p>令和 2 年 (2020 年) 5 月 31 日</p>

平成 30 年度(2018 年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

健康福祉局福祉部高齢福祉課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>＜退職給付の計算及び退職給付引当金③ 退職給付引当金に関する注記について：意見＞</p> <p>《公益社団法人 熊本市シルバー人材センター》</p> <p>退職給付引当金の計上基準については、財務諸表に対する注記として「職員に対する退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生している額を計上している」との記載がある。</p> <p>ここで、センターの退職金に関しては中小企業退職金共済制度に加入しており、センターが退職者に支払う額は、算定された退職金の額から中退共からの支給見込額を控除した額となっている。したがって、当期末における退職給付債務も当該支給見込み額を控除した額である。</p> <p>現状での注記内容は完全に誤りとは言えないものの、退職金の算定方法の注記としてはより詳しい注記を行うことが望ましい。</p>	<p>注記については令和 2 年度総会議案書により詳しく記載したところである。</p>	<p>令和 2 年 (2020 年) 3 月 31 日</p>

平成 30 年度(2018 年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

健康福祉局福祉部高齢福祉課

指摘事項等	
<p><消費税等の会計処理② 中間納付額の処理について：指摘> 《公益社団法人 熊本市シルバー人材センター》</p> <p>消費税等については、一定金額以上の申告納付額があった場合、次年度はその金額に応じて所定回数の中間納付を行う必要がある。センターも当該中間納付を行っているが、各年度末の貸借対照表では消費税等の中間納付税額 2,915,000 円が前払金に計上されたままとなっている。</p> <p>消費税の会計処理に税込方式を採用した場合には消費税等の納付額（又は還付額）は、原則としてその申告書を提出した日の属する会計期間で費用（又は収益）処理することとされている。センターでは税込方式を採用しているため、中間納付税額は納付を行った期に費用処理を行う必要がある。したがって、平成 29 年度に前払金計上されている中間納付税額分は費用として租税公課に振替える必要がある。</p> <p>また、第 3 期分は平成 30 年 2 月末が申告納付期限であったが、平成 30 年 4 月に入ってから納付され、納付日の期（平成 30 年度）の租税公課として処理されている。中間納付額については確定債務であるので、期末に未納となっている場合には未払金として計上すべきであった。</p> <p>なお、期末の消費税等確定未納額については、期末に未払計上し当該期の費用とすることも認められている。いっぽう、消費税等の確定未納額は確定した債務であるので、公益法人会計の原則からは発生した期の費用として未払計上すべきものである。センターは収益事業を実施しておらず、現状では法人税の負担がないことから、公益法人会計の原則どおり、期末に未払消費税を計上することが望ましいと考える。</p>	
措置内容	措置日
<p>消費税の処理については、前払金の租税公課への振替えや未払金の計上等の処理を行った。</p>	<p>令和 2 年 (2020 年) 6 月 30 日</p>

平成 30 年度(2018 年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

健康福祉局福祉部高齢福祉課

指摘事項等

<未収会費について：指摘>

《公益社団法人 熊本市シルバー人材センター》

定款の規定により、正会員及びゴールド会員はセンターの活動に必要な経費に充てるため、一人あたり年間 3,000 円の会費を支払うことになっている。また、1 年以上会費を滞納した場合には会員資格を喪失するが、未履行の義務は免れることができないとされている。このことから、会費については、一定の時期に会員である者に対して全て請求を行い、收受すべき金額の全額を収益計上する必要があると考えられる。

しかし、実際には会費を支払っていない会員が一部存在し、会費が未収のままとなっている。この未収会費について、正味財産増減計算書及び貸借対照表への計上が行われていない。例えば、平成 29 年度の会員数は 2,204 人であるが、計上された会費収入は 6,416 千円となっている。単純計算でも $2,204 \times 3,000 \text{円} = 6,612,000 \text{円}$ となるので、少なくとも差額 196 千円は会費収入の計上不足となっている。平成 29 年度末時点での未収会費の総額は 312 名分、926,000 円であった。

会費は法人の活動に必要な経費に充てるために負担するものとされており、会員間で会費の負担に不公平があってはならないはずである。そのため、未納者について把握を行い、未収会費については全て未収金として計上したのち、督促等の対応を行うことにより回収努力を行うべきと考える。

なお、回収努力を行った結果、回収不能又は回収コストが未収会費額を上回る等の一定の場合には、貸倒引当金の計上を行うか、貸倒処理を行うことが必要である。

措置内容	措置日
<p>①令和元年度に非常勤嘱託職員 2 名を配属して会員の状況把握と就業意思や、会費未納の状況確認を行った。</p> <p>②未納会員への督促及び意思の確認については次の通り。</p> <p>(1)就業意思確認の状況(令和元年10月)559名中</p> <p>ア.意思あり378人</p> <p>イ.病気療養中81人</p> <p>ウ.家庭の事情で未就業21人</p> <p>エ.退会希望79人</p> <p>(2)督促の状況等(令和元年10月)</p> <p>病気療養等で支払いができない方等に継続して督促の協議中。今後、貸倒処理等の適切な対応について検討する。</p>	<p>令和2年(2020年) 3月31日</p>

平成 30 年度(2018 年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

健康福祉局福祉部高齢福祉課

指摘事項等	
<p><収支計算書の様式について：指摘></p> <p>《公益社団法人 熊本市シルバー人材センター》</p> <p>センターは公益法人として内部管理のために、また、高齢者雇用安定法第 41 条の規定に基づき、収支計算書と収支予算書を作成している。</p> <p>収支計算書と収支予算書は「公益法人会計における内部管理事項について（以下「内部管理事項」と略）」において作成基準が定められている。内部管理事項によれば、収支計算書は法人の決定した資金の範囲に基づき、該当事業年度のすべての収入及び支出の内容を計上する必要がある。そのため、減価償却費のような非資金科目は除外される。また、明りょうに表示するものでなければならず、その様式は内部管理事項に示されている。</p> <p>現状ではセンターの作成している収支計算書は、正味財産増減計算書と同額の決算額を収支計算書に置き換えているため、減価償却費のような非資金科目も含まれている。また、収支計算書の注記として「投資活動収支の部」と「財務活動収支の部」が記載された計算書を作成しており、内部管理事項に示されている様式に準じたものになっていない。</p> <p>公益法人としての収支計算書の作成は任意ではあるが、作成する場合には、科目の内容や様式については内部管理事項の記述に従って適切に作成し、当該事業年度の収入及び支出の内容を明りょうに表示する必要がある。</p>	
措置内容	措置日
令和 2 年度予算書の収入・支出の内容について具体的に表示した。	令和 2 年 (2020 年) 6 月 15 日

平成 30 年度(2018 年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

健康福祉局福祉部高齢福祉課

指摘事項等	
<p><収支計算書の注記について：意見> 《公益社団法人 熊本市シルバー人材センター》 収支計算書の作成は任意ではあるが、内部管理事項の考え方に基づいた予算の編成、執行は重要であるとして、センターでは収支計算書及び収支予算書を作成している。 収支予算書は、原則として、当該事業年度の始まる以前に作成しなければならない。ただし、当該事業年度中に変更を行うことができる。したがって、当該事業年度の始まる以前には予測できなかった収支が発生する場合には補正予算を作成することも可能である。予算と決算の対比による収支計算書を作成することにより、予算に基づいた事業活動が行われたかどうかを開示することができる。そのため、収支計算書は、収支の予算額と決算額とを対比して表示する必要がある。また、予算額と決算額との差異が著しい科目については、その科目及び理由を収支計算書の注記として記載することとされている。 センターの平成 29 年度の収支計算書には、予算額と決算額との差異が生じている科目がある。その中には差異が 10%を超えている科目も存在する。しかし、差異に関する注記は全く行われていない。一般的に 10%の差異は著しいものと考えられる。同時に、当該差異が金額的にも重要な場合には、その科目と理由の注記を検討すべきであろう。 現状では予算決算差異に関する注記が全く行われていないため、少なくとも注記を行うべき基準を法人内で設定し、当該基準を超える差異が発生している科目については収支計算書に所定の注記を行うべきである。</p>	
措置内容	措置日
<p>注記については、「公益法人会計基準の内部管理事項」はシルバー人材センターに適用されないと当センターが委託する会計士の解釈が示されている。 今後は予算額と決算額の差異が大きく生じることがないように適宜対応する。</p>	<p>令和 2 年 (2020 年) 6 月 15 日</p>

平成 30 年度(2018 年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

健康福祉局福祉部高齢福祉課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>＜借入金の資金収支記載について：指摘＞</p> <p>《公益社団法人 熊本市シルバー人材センター》センターは運転資金として、市中銀行から借入れを行っている。この借入金は収支予算書の注記に記載されている資金調達の見込みの範囲内で期中に行われている。借入期間は1年内であり、翌年度には返済が行われ、期末の貸借対照表には短期借入金として計上されている。</p> <p>借入金の借入れと返済については、収支計算書の財務活動収支の部に記載されなければならないが、現状では総額・純額のいずれにても記載されていない。</p> <p>収支計算書の利用者に適切な情報を開示するためにも、期中の借入・返済の総額を資金収支計算書に記載する必要がある。</p>	<p>令和2年度当初予算の収支予算書(注記)に記載した。</p>	<p>令和2年 (2020年) 3月31日</p>

平成 30 年度(2018 年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

健康福祉局福祉部高齢福祉課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><固定資産残高について：指摘> 《公益社団法人 熊本市シルバー人材センター》 センターは、建物、車両運搬具、什器備品等の固定資産を保有している。現状では、固定資産台帳の作成は行われているが、固定資産台帳の金額と貸借対照表の固定資産の額が一致していない。</p> <p>固定資産は耐用年数に基づき定額法により減価償却を行うこととなっている。固定資産は長期にわたり減価償却を行うため、取得価額や減価償却累計額の把握は、適正な期間損益を把握するためには重要である。</p> <p>固定資産の期末帳簿価格は、取得価格から、該当期末までの減価償却累計額を控除した額となるため、現在使用している固定資産については調査を行い、期末帳簿価格と固定資産台帳の期末帳簿価格が一致するように必要な修正を行う必要がある。</p> <p>固定資産は長期にわたり減価償却を通じて費用処理が行われることとなる。適正な期間損益の把握のためには、固定資産の取得価格、耐用年数、減価償却方法等を正確に把握し、減価償却額を計算する必要がある。また、期中購入の場合には月割り償却となり通常の減価償却費とは異なるため留意が必要である。</p>	<p>固定資産台帳、貸借対照表の額について、必要な修正を行い、令和 2 年度総会議案書に記載した。</p>	<p>令和 2 年 (2020 年) 6 月 15 日</p>

指摘事項等

<会員資格について：意見>

《公益社団法人 熊本市シルバー人材センター》

定款上、センターは、正会員、特別会員、ゴールド会員の 3 種類の会員資格があり、会員資格と一般法上の社員資格が一致している。したがって、社員総会を開催する場合には、会員全員に社員総会の招集通知を発送することになる。また、公益社団法人の社員総会は、開催にあたり定足数が存在し、決議を行うにも定足数が存在する。さらに、定時社員総会は、毎事業年度終了後の一定の時期に招集する必要がある。

平成 29 年度末時点でのセンター会員数は 2,204 人と多数にのぼっている。このため、社員総会招集通知の発送費用や発送事務に関するコストも、それに応じてかかることになる。会員の多くは、通常は招集通知を発送しても無反応となることが多いとのことである。このため、社員総会開催の定足数を確保するためにたびたび督促を行うなど、追加的な事務負担が生じている。

一般法上の社員をどのように規定するかは、社員の資格の得喪に関する事項として定款の絶対的記載事項とされている。また、当該法人の目的に照らし不当に差別的な取扱いその他の不当な条件を付していないものでない限り、法人の自治に任されている。このように、一般法上の社員資格と会員資格とは必ずしも一致させる必要はない。

いっぽう、東京都シルバー人材センター連合会発行「公益認定申請書の作り方」では、「センターの定款においては、法人法上の社員を『正社員及び当別会員』と定めているのが通例」と記載されており、何らの法的拘束力もないことが分かる。むしろ、会員数や財政規模が異なる全国のシルバー人材センターを、一律の組織構成とすることには合理性がないのではないか。

そのため、法律上の社員資格と会員資格を分離することにより、運営に参画したい会員のみを社員とし、他の会員は賛助会員等に移行することが考えられる。あるいは地区ごとに代議員を選定し、代議員を法人法上の社員とすることも考えられる。

このように、一般法上の社員のあり方を変更することにより、社員総会の開催・運営に係るコストの削減が可能となる。また、代議員制とするなど、会議の参加者を絞ることによって一人一人に発言の機会が増え、総会運営が活発化することも期待できる。公益認定等審議会の意見も聞く必要は生じるであろうが、効率的な法人運営のためには、法人法上の社員資格について再検討することが望ましい。

措置内容	措置日
当シルバー人材センターの総会の方式は、全国のシルバー人材センターで統一的に行われているが、提案の総会方法等について、今後全国シルバー人材センター事業協会を通じて調査研修したい。	令和2年(2020年) 3月31日

指摘事項等

<法人の経営改善と会員数増加について：意見>

《公益社団法人 熊本市シルバー人材センター》

第 4 次計画におけるセンターの位置づけは、「自立化またはさらなる経営改善に取り組んでいく団体」となっている。また、センターは高齢者雇用安定法により設置されており、公益法人であると同時に、維持存続が要求される法人であり、経営改善と財政的安定化（自立化）が強く求められている。

センターは利用者から受取配分金に伴う事務費を収受することで法人の運営財源の大部分を得ており、安定的な活動の継続は、事務費の収入にかかっている。事務費は受取配分金に一定の割合を乗じて収受するため、受取配分金の金額を増大させないことには増収も実現できない。

しかし、収受している配分金は減少傾向にあり、平成 26 年度と平成 29 年度を比較すれば 152,741 千円、17.5%も減少している。対して、事務費の金額は平成 29 年度から増加に転じているが、これは事務費の掛け率を 10%から 13%に増加したことによるものである。掛け率の上昇は一時的な増収効果はあるものの、抜本的対策となり得ないことは明らかであろう。

会員の就労を増加させなければ受取配分金は増収しない。そのためには、まず就労機会の増加を図ることが必要となる。現状では、就労のニーズ（利用者需要）は十分であるが、対応するシーズ（就労提供能力）のアンマッチが生じている。会員の知識や経験、並びに希望する職種は多種多様であり、提供できる就労能力は個人差が大きいものと考えられる。センターの責務は、質的に多種多様な供給能力を備え、かつ、寄せられる需要に量的にも応える環境を作ることにある。しかし、多額のコストをかけて就労能力の拡大や環境作りを図ることは非現実的である。供給能力の質的量的拡大のためには、会員数を増加させることが最も簡単かつ確実な方策であろう。

会員数は減少傾向にあり、第 4 次計画で目標としていた会員数も全て未達成となっている。会員数に対する市の年齢別人口との対比、また、人口が同規模である他の政令市の状況との比較から明らかなように、市の全ての年齢層で人口に対する加入割合が低くなっている。特に、前期高齢者世代では加入率が堺市と比較して半分ほどしかない。他都市と比較して加入率が極端に低いことが運営に影響を与えていると考えざるを得ない。特に定年延長が議論されている昨今の状況下では、何もしなければますます会員数が減少してしまうことにもなりかねない。

シルバー人材センターは全国の自治体に存在し、全県、全国的な組織も存在する。他都市の先進的事例等を参考として、会員数の増加目標を達成することが強く求められる。

措置内容	措置日
会員数については「合同就業相談会等の実施」や「相談窓口の充実強化」、「シニアパートナー制度の活用」等、様々な取り組みを行い、令和元年度末で前年比124名の増となっている。今後も引き続き、効果的な取り組みを行いながら会員増を図っていく。	令和2年(2020年) 3月31日

平成 30 年度（2018 年度） 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について～

教育委員会事務局 学校教育部 健康教育課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>指摘：賞与引当金について></p> <p>給食会は給与規程の規定に基づき賞与（期末手当）を支給している。毎年 6 月に支給する賞与の計算期間は 12 月から 5 月までの 6 か月間である。したがって、決算においては 12 月から 3 月までの 4 か月分が発生していることになるが、現状では賞与引当金が計上されていない。</p> <p>公益法人会計基準に関する実務指針によれば、賞与は、支給時の一時の費用として処理するのではなく、期末時に翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額について、当期の費用として引当計上する必要がある。</p> <p>給食会はこれまで期末手当（賞与）を継続して支給しており、平成 29 年度末では、平成 30 年 6 月に賞与を支給しないという蓋然性は低かったと推察される。また、賞与の支給日及び支給率等は給与規程により定められているため、金額も合理的に見積もることが可能である。したがって、金額的に重要性のない場合を除き、平成 29 年度末及びそれ以前の決算においては、支給見込額の 3 分の 2 に相当する金額を賞与引当金として計上し、重要な会計方針の注記に賞与引当金の計上基準としてその旨を記載する必要があった。</p> <p>また、現在は経理規程第 44 条第 4 項の引当金の計上基準には、賞与引当金に関する記載がないため、注記との整合性を保つために、例えば「職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。」といった規定を追加することが望ましい。</p>	<p>指摘のとおり、期末手当（6 月支給分）の積算基礎にかかる当年度に帰属する部分（12 月 1 日～3 月 31 日）を賞与引当金として予算計上した。また、理事会の承認を得て、経理規程第 44 条の第 4 項に賞与引当金の項目を追加するとともに、重要な会計方針の注記に引当金の計上基準を記載した。</p>	<p>令和 2 年 （ 2020 年）11 月 16 日</p>

<p><意見：退職給付引当金について></p> <p>経理規程第 44 条第 4 項に、退職給付引当金は「期末自己都合退職支給額に相当する金額を計上する」旨規定されている。当該期末自己都合退職金の金額は、給与規程第 18 条 2 項の規定に基づき計算され、その金額は平成 29 年度末時点で 8,680,142 円であった。これに対して平成 29 年度末の貸借対照表に計上されている退職給付引当金の額は 8,700,000 円であり、期末自己都合退職支給額に相当する金額となっていない。</p> <p>退職給付引当金については、支給見込額がある程度の正確性をもって計算できるのであれば、当該金額を毎期末に計上する必要があると考えられる。</p> <p>ここで、給食会の退職金の規程は「熊本市職員の退職手当に関する条例」を準用している。退職金の計算にあたっては法人内部で規程のどの部分を適用すべきか判断に迷い、計算が難しくなっており、平成 27 年 3 月 31 日に職員が退職したときには市の人事課に計算を依頼している。独立した法人として、自己完結した経理ができないようでは規程としてふさわしいものとは言えないであろう。したがって、法人の実情に即した独自の規程の作成を検討することが望ましい。</p>	<p>意見のとおり、期末自己都合退職支給額に相当する退職給付引当金を予算計上した。</p> <p>また、法人内部で退職金を計算できるよう、準用する「熊本市職員の退職手当に関する条例」の理解を深めた。</p>	<p>令和 2 年 (2020 年) 2 月 14 日</p>
<p><意見：債権管理及び貸倒引当金の計上可否検討について></p> <p>給食会の毎年度の貸借対照表には未収入金が計上されている。その残高は 1 億円から 1 億 5 千万円前後であり、基本財産を除けば総資産の大部分を占めている。これらの未収入金は、ほとんどが各小学校や調理場からの物資代金である。したがって、貸倒れの発生可能性は極めて低いと考えられ、実際に過去貸倒れが発生したことはない。</p> <p>市の学校給食費は公会計化されておらず、各学校単位で給食費を徴収し支払いに充てる方式となっている。その管理責任は学校長限りとされており、給食会との関係で言えば、単なる私債権に過ぎない。私債権である以上、貸倒れの可能性はゼロではなく、何らかの事故により回収できなくなる事態は発生しうる。例えば、学校側での徴収が遅れ、給食会への支払いが遅延する、あるいは全額の支払いができなくなる可能性も想定される。</p> <p>したがって、給食会においては債権管理規程を整備するとともに、貸倒れ実績率等の計上基準を設けて貸倒引当金の計上についての可否検討を行うことが望ましいと考える。なお、平成 32 年度</p>	<p>本市の学校給食費は、令和 2 年度 (2020 年度)、公会計に移行したため、意見のとおり、給食費に係る債権管理の必要性はなくなった。</p>	<p>令和 2 年 (2020 年) 4 月 1 日</p>

<p>からは熊本市においても給食費を公会計化するとのことであるので、公会計化された後はそのような管理の必要性はなくなるものとする。</p> <p><意見：資金の範囲に関する注記について></p> <p>各事業年度の財務諸表の注記には、資金の範囲が記載されている。注記が必要となるのは、キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲及び重要な非資金取引、又は資金収支計算書を作成した場合の資金の範囲である。このうち、公益法人会計基準で財務諸表とされているのはキャッシュ・フロー計算書である。資金収支計算書は内部管理事項として法人が独自に作成することを決定するものと位置づけられており、財務諸表の範囲には含まれない。</p> <p>ここで、給食会は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律・公益認定等ガイドライン第5条第12号の規定により、キャッシュ・フロー計算書を作成しないことができる法人に該当しており、作成していない。また、注記の内容はキャッシュ・フロー計算書の注記内容とは明らかに異なっており、資金収支計算書に記載されるべき内容となっている。したがって、財務諸表の注記にある「資金の範囲」の記載は不要であり、削除すべきである。</p> <p><指摘：収支計算書の注記について></p> <p>給食会は、法人の経理規程第5条8号及び同条9号の規定により、資金収支計算書を作成することとしている。資金収支計算書を作成する場合には、資金収支計算書の注記を行う必要がある。</p> <p>資金収支計算書の注記として要求される項目は、① 資金の範囲、② 資金の範囲を変更したときは、その旨及び当該変更による影響額、③ 次期繰越収支差額に含まれる試算及び負債の内訳、④ 予算額と決算額との差異が著しい科目については、その科目及びその理由、⑤ 科目間の流用及び予備費の使用があった場合には、当該科目及び金額、⑥ その他公益法人の収支の状況を明らかにするために必要な事項 である。</p> <p>また、経理規程第46条第6項第4号では、予算額と決算額の差異が著しい科目については、その科目及びその理由を注記する旨が規定されている。</p> <p>ここで、年度の収支計算書を検討したところ、いくつかの科目で予算差異が生じていた。「差異が著しい」とはどの程度の差異を</p>	<p>意見のとおり、財務諸表に対する注記から「資金の範囲」の記載を削除した。</p> <p>指摘のとおり、資金収支計算書に「予算額と決算額との差異が著しい科目については、その科目及びその理由」を注記する基準について、「差異が著しい」に係る一定の基準を設け、必要な場合は記載を行うよう改めた。</p>	<p>令和2年 (2020年)5月 14日</p> <p>令和2年 (2020年)5月 14日</p>
---	---	---

<p>指すのか、明確な基準は示されていない。しかし、少なくとも法人内部では一定の基準を設け、注記の要否を検討すべきである。</p> <p><意見：給与の改定について></p> <p>給食会の給与規程第4条では、給料表の改定については熊本市一般職員給料表の改定を準用する旨が規定されている。そのため、現状では市の改定があった場合には経理規程どおりに職員の給与が変更されているが、職員に事前に同意を取ってはいない。</p> <p>ところで、法人の職員と法人との関係は、市の職員と異なり一般的な労働契約関係が成立している。労働契約法第9条によれば、使用者は、労働者と合意することなく、就業規則を変更することにより、労働者の不利益に労働契約の内容である労働条件を変更することはできない。給与規程は就業規則上の必要記載事項に関わる内容であり、就業規則の一部であると解されている。また、同条ただし書きには次条で変更できる場合が規定されている。この場合の不利益変更できるのは次の条件① 変更後の就業規則を労働者に周知させていること、② 就業規則の変更が、労働者の受ける不利益の程度、労働条件の変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相当性、労働組合等との交渉の状況その他の就業規則の変更に係る事情に照らして合理的なものであること をいずれも満たす場合とされている。このように、給与規程に変更することが規定されていても、給料表の変更により給料が不利益に変更される場合には職員の同意が必要である。しかし、上述の改定はこのような条件を満たすものであるか否かの検討が行われていない。</p> <p>今後同様の事例が発生した場合には不利益改定であるかどうかの検討を慎重に行い、手続に遺漏のないように注意すべきである。</p>	<p>意見のとおり、就業規則を変更する際は労使合意に基づき行うよう、改善した。</p>	<p>令和元年(2019年)12月1日</p>
---	---	-------------------------

<p><指摘：物資取扱い規程の改訂について></p> <p>給食会では、平成 25 年 10 月に行われた給食費の増額に伴い、従来、給食会の運営費負担分として徴収していた学校負担金については市からの補助金へ移行し、現在では熊大付属小等の市立ではない学校からのみ徴収している。ここで、給食会が策定している「物資取扱い規程」第 22 条第 2 項には、公益目的事業に伴う収入として本会の運営に要する経費に関する負担金として各学校及び共同調理場から徴収するとある。</p> <p>しかし、現在は、学校負担金は一部を除き徴収しておらず、実際の取扱いと必ずしも一致しない規定となっているため、現状に合わせて、物資取扱い規程第 22 条第 2 項の規定の変更を検討する必要がある。</p>	<p>指摘のとおり、各学校からの負担金徴収については既に廃止していることから、理事会の承認を得て、物資取扱い規程第 22 条第 2 項の規定を変更した。</p>	<p>令和 2 年 (2020 年) 11 月 16 日</p>
--	--	--

<p><指摘：副理事長の職務について></p> <p>定款第 25 条 3 項の規定により、理事長及び副理事長は各事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する必要がある。現状では、理事会開催時の理事長挨拶として職務執行報告が行われているが、副理事長の挨拶・職務執行報告はされていない。また、副理事長が分担執行する業務については理事会において定めることとなっているが、現状では定められていない。さらに、管理規程第 7 条第 2 項の規定により事務の決裁は副理事長の承認も必要であるが、現状では行われていない。</p> <p>副理事長は、定款第 23 条第 3 項の規定により、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事となるため、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する必要がある。事務の決裁手続きにおいては副理事長の承認が行われていないため、規程どおりの運用がなされていない。</p> <p>定款及び管理規程どおり副理事長が職務の執行を行うことが困難である場合には、現状に合わせて副理事長の規定を削除することも考えられ、そのような改訂を行っても組織運営に与える影響は少ないと考えられる。したがって、副理事長が定款及び管理規程どおりの職務執行を行うか、現状に合わせた諸規程の見直しを行う必要がある。</p>	<p>指摘のとおり、現状に合わせた見直しを行うため、理事会の承認を得て、管理規定第 7 条第 2 項の決裁規程、第 8 条の職務代行規程において、副理事長の職務に係る文言の削除を行った。</p>	<p>令和 2 年 (2020 年) 11 月 16 日</p>
<p><意見：昇給について></p> <p>給食会の昇給は給与規程により毎年 1 月 1 日と定められており、実際に行われている。給与規程第 7 条によれば、良好な成績で勤務したときは標準 4 号上位の号給に昇給させることができるとあるが、成績の評価について文書等が整備されていないため、昇給の根拠が不透明である。</p> <p>現状でも昇給する場合には、理事長の承認を得ているため、成績の評価についての文書等を整備する必要がある。昇給に関しての意思決定は行われているが、昇級の基準となる評価に関する根拠資料を整備することが望ましい。</p>	<p>意見のとおり、評価基準を設けて成績評価を実施するように改めた。</p>	<p>令和 2 年 (2019 年) 12 月 1 日</p>

<p><意見：学校給食物資登録業者の公表について></p> <p>現在、学校給食会物資取扱い規程第 11 条第 1 項各号の条件を具備した者のみ、学校給食用物資登録業者としての登録が可能となっており、保健所の監視評点が 85 点以上であることや、営業経歴及び経営状態が良好であること、食品に関する法律及び諸規定が遵守されていること等の条件がある。給食会はホームページ等において登録業者の募集を行っているが、登録条件が厳格であることや配送能力等の問題により募集が困難になっている。</p> <p>登録業者数の減少は、給食材料の価格・品質・安定供給等に影響を及ぼす可能性がある。安心・安全な物資の提供を継続するためには、登録業者の維持・増加に努めることが望まれる。</p> <p>他都市の事例では、公益財団法人堺市学校給食会は登録業者一覧をホームページで公開している。登録業者は厳格な条件を満たしているため、ホームページで公開することにより知名度や信用度の向上につながると考えられる。このことはインセンティブとなり、登録業者数の維持・増加に良い影響を与えられる。したがって、登録業者の維持・増加対策の一環として、ホームページに登録業者一覧を公開することを検討してみてはどうか。</p>	<p>令和元年度(2019年度)、業者名をホームページにて公表する意義と内容について、登録組合、業者等に説明するとともに、ホームページの掲載に係る同意書を徴取し、令和2年度(2020年度)、納入登録組合及び納入業者名等の掲載を始めた。</p>	<p>令和2年(2020年)4月1日</p>
<p><意見：ホームページについて></p> <p>給食会のホームページは、目的別や分類別に情報を探し出せるような構成となっておらず、必要な情報を得るためには利用しづらいものとなっているようである。また、「地産地消の取組」の画面では、実際にどのような活動を行っているか、「市産品の推移」では、品目数の開示だけで使用量の記載がない。</p> <p>近年では、携帯電話等でもインターネットを利用できるため、ホームページの利用者も増えていると思われ、見やすいホームページにすることは給食会の活動内容を多数の方に理解してもらうためには重要である。</p> <p>例えば、新着情報は、ある程度の内容ごとに細分化して情報発信することも利用者にとって利便性が向上するはずである。また、地産地消推進の開示では、使用品目だけでなく使用量を記載することにより利用者へ取組の理解を進めることができると思われる。</p> <p>また、現状では当法人のホームページには関連リンクがない。食育や地産地消は学校給食だけでなく、市全体に関連する事柄で</p>	<p>意見のとおり、市民の理解が深まるよう、納入登録組合及び納入業者名等を掲載するなど、ホームページの内容を改善するとともに、予算措置を行い、ホームページのリニューアルに取り組んでいる</p>	<p>令和2年(2020年)4月1日</p>

ある。例えば、地産地消であれば農業政策課、食育であれば水保全課も関連すると思われるため、所轄課以外にもリンクさせることにより、市の施策について、理解を深めることにつながるのではないか。

指摘事項等

<再委託の承認申請書の提出日について：指摘>

総務省通知により清掃、警備といった個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えないとされているため、戸島ふれあい広場の指定管理者は保守点検・清掃業務等の維持管理業務について再委託を行っている。再委託についての条件は戸島ふれあい広場管理運営に関する協定書第 39 条に規定されている。

第 39 条 乙は、この協定に定める管理運営業務の全部又は主体部分を一括して第三者に請け負わせてはならない。ただし、管理運営業務の一部を第三者に請け負わせることについて、あらかじめ書面による甲の承諾を得たときは、この限りでない。

補助者が閲覧した平成 30 年度の戸島ふれあい広場の運営に関する再委託の承認申請書の業務委託期間は平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までとなっていたが、承認申請書の提出日は平成 30 年 4 月 1 日となっていた。

「指定管理者制度運用マニュアル」には再委託を行う際に確認すべき事項が記載されている。

(1) 再委託による業務実施状況等の確認

施設所管課は、再委託の必要性や、再委託による管理運営業務の実施状況等の確認を行い、再委託先において法令等の遵守や仕様書で定めるサービス水準が確保されるよう、必要に応じて指定管理者に指導・助言を行うこととする。

(2) 再委託先からの暴力団の排除

再委託先として予定されている団体が、次の名簿のいずれにも登録されていない場合は、再委託の申請時に、指定管理者が当該団体から徴した暴力団等でない旨の誓約書を提出させることとし、誓約書の提出がない申請については、原則として承諾を与えないこととする。

ア 熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱第 5 条第 1 項に規定する参加資格者名簿

イ 熊本市小規模修繕契約希望者登録要綱第 4 条第 1 項に規定する登録名簿

ウ 熊本市物品売買（修理）契約参加資格者に関する要綱第 5 条第 1 項に規定する参加資格者名簿

上記の確認事項は再委託を行う前に実施される必要があると考えられるが、承認申請が契約開始日と同日である場合にも上記事項が事前に確認可能であったのか、はなはだ疑問である。そのため、今後は再委託の開始前に再委託の申請書を提出するよう求める必要があると考える。

措置内容	措置日
指摘のとおり、再委託開始前に申請書を提出させた。	令和2年(2020年) 2月28日

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書

～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局資源循環部環境施設課

指摘事項等	
<p><「指定管理者 管理運営評価シート」について：意見></p> <p>指定管理者と市は、業務仕様書においてリスク分担を定め、リスク分担表を作成している。リスク分担のうち第三者賠償リスクと施設損傷リスクについては指定管理者の責任となっている。公の施設の管理運営が行われている際に、施設の瑕疵等が原因となって、利用者等に損害が発生した場合、原則として、リスク分担表のとおり帰責事由を有する者がその損害を賠償する責任を負うこととなる。</p> <p>しかし、損害を被った者は、国家賠償法の規定により市に対して損害賠償を請求する可能性がある。仮に、請求に基づき市が損害を賠償した場合で、指定管理者に帰責性があるときには、市は指定管理者に対して求償することは可能である。</p> <p>このことから、指定管理者に帰責性がある損害賠償に対する担保として施設賠償責任保険への加入が仕様書において義務付けられており、施設ごとに加入すべき保険金額が定められている。施設賠償責任保険への加入が確実に行われていることは、リスク分担を履行するために重要である。</p> <p>ここで「指定管理者管理運営評価シート」を確認したところ、施設賠償責任保険への加入の有無に関する項目が記載されていなかった。この点に関して質問を行ったところ、現地調査時に保険証書の確認は行っているとのことであった。</p> <p>現地調査時に保険証書の有無を確認していても、その記録が残っていなければ後日の検証ができない。このため、「指定管理者管理運営評価シート」に施設賠償責任保険への加入の有無に関する項目を追加し、確認漏れが無いようにするのが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>「指定管理者管理運営評価シート」については、既に評価の中に「施設所有管理者賠償責任保険に加入しているか」との項目があった。</p> <p>往査時補助者からの質問時に、現地調査時に保険証書の確認は行っている旨の回答したときに、「指定管理者管理運営評価シート」に評価項目があることを伝えておらず、説明不足であったもの。</p>	<p>令和2年(2020年) 3月16日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書

～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局資源循環部ごみ減量推進課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>＜分別ルールの周知：意見＞</p> <p>ごみの分別ルールの周知に関しては、手続きをした外国人居住者には必ず周知をする仕組みに変えるべきだと考える。このために、手続きの担当部署だけではなく、例えば不動産会社や外国人経営者が運営している組織といった民間企業も巻き込み、官民一体となり関係各所と連携を取りながら、この外国語版ごみ分別ガイドが熊本市の居住外国人に必ず周知されるような体制を構築することが重要と考える。</p>	<p>本市への転入の手続き時に、外国語版ごみ分別ガイドを閲覧できるだけでなく多言語に対応したごみ分別アプリの案内チラシを配付した。また、熊本市国際交流会館や不動産管理会社の組合にも、多言語版のごみ分別ガイドやごみ分別アプリのチラシを配付し周知を図ることとした。</p> <p>更に、ごみ出しルールについて多言語（英語、中国語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語）で解説したYouTube動画も作成したので、このチラシも不動産管理会社や外国人を受け入れている企業等に配付予定である。</p>	<p>令和2年 (2020年) 3月1日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局資源循環部ごみ減量推進課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><家庭ごみ資源収集カレンダーの多言語対応：意見></p> <p>ごみ分別ガイドは多言語対応しているのがあるから、ごみ収集カレンダーも多言語対応することが望ましい。</p> <p>しかし、多言語対応したカレンダーを全て準備するのは、予算の点から鑑みても現実的ではない。そこで、次の節で詳述する「ごみ分別アプリケーション」を活用し運用していく方法が妥当であると考え。</p> <p>監査実施時に、現在リリースしているごみ分別アプリケーションのバージョンアップを行う予定であり、その際に外国語版もリリースする予定と聞いていたが、2020年1月に当該アプリケーションがリリースされたようである。上記のごみ分別ガイドを周知する際に、このアプリケーションの説明を行うことで対応できるのではないかと。</p> <p>ただし、現在のガイドのデザインはマークと説明が同化しており、そちらをもとに、日本語の読み書きができない方が説明なしにアプリケーションを利用することは難しいのではないだろうか。ユニバーサルデザインの観点から、よりシンプルで分かりやすいガイドデザインを構築すべきであると考え。</p>	<p>外国語版ごみ分別ガイドやごみステーション看板にごみ分別アプリのダウンロードページを案内するQRコードを追加し対応した。</p> <p>加えて、ごみ分別アプリだけでなく外国語版ごみ分別ガイドの対応言語拡充や、ごみ出しルールについて多言語（英語、中国語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語）で解説したYouTube動画も作成したので、ごみ出しルールの周知徹底を図っていく。</p> <p>なお、ごみに関するマークを変更すると、市内一円のごみステーション看板の差し替えなど影響が大きいことから、説明文もデザインの一部分として認識していただくよう周知し、今後ごみ出しルールを大きく見直す際は検討事項としたい。</p>	<p>令和2年 (2020年) 3月1日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書

～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局資源循環部ごみ減量推進課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><国内転入者・市内転居者への周知について：意見></p> <p>現在、転入・転居後に利用すべきごみステーションについては、自治会や集合住宅で定められたごみステーションを利用することになっている。集合住宅や賃貸住宅については、管理組合や不動産仲介業者がごみステーションの場所を教えてくれることがほとんどであろう。しかし、戸建て自己所有物件の場合、新住所の所在地区役所総務企画課に連絡し、該当する自治会を紹介してもらい、住民自らが自治会に連絡してごみステーションの場所を覚えてもらう以外にない。</p> <p>このような方法をとることになっているのは、ごみステーションの管理責任が自治会・管理組合等にあり、市はこれらに対する支援を行う立場にあるためである。</p> <p>また、ごみステーションの設置場所に関しては、一定の設置基準に従い、自治会からの申請により設置場所が決められている。</p> <p>ごみステーションの設置及び管理に関するこのようなルールは、説明しなければ市外からの転入者には分からない。また、市内での転居者であっても、例えば集合住宅から初めて戸建て住宅に転居した場合などでは分からないのではないかと。</p> <p>そこで、転入・転居届を受理する際に、何らかの形で周知を行うことが望ましいと考える。たとえばこのようなごみ出しルールや各種の補助（指定収集袋の無料配布など）に関する情報を一覧の形に整理して届け出者に配布することにより、ごみ出しルール等に関する理解を深めることにつながることを期待される。</p>	<p>転入時に配付される「熊本市生活便利ハンドブック」において、ごみステーションの設置及び管理に関するルールについて記載し、周知を図っている。</p> <p>転居者に対しても、転居先のごみカレンダーを配付しており、ごみカレンダーの中で、利用するごみステーションは地域の自治会や不動産管理会社に確認を行うよう案内することとした。</p>	<p>令和 2 年 (2020 年) 4 月 1 日</p>

指摘事項等

＜アプリケーションの普及及び改善について：意見＞

熊本市が2018年10月にリリースした、ごみの分別方法やごみ収集日などを確認することができるスマートフォン用のアプリケーションのダウンロード数は、2019年10月末時点で26,860件となっている。

ところで、総務省が公表している「通信利用動向調査」(2018年10月～12月実施、2019年5月公表)によれば、熊本県のスマートフォンによるインターネット利用率は55.5%となっている。当該調査が実施された平成30年10月時点での熊本市の人口は約74万人であるので、熊本市におけるスマートフォン利用者は概ね約41万人程度と推定される。

このことから、現在の当該アプリケーションの普及率は6～7%前後であると推定される。リリース後1年3ヶ月で7%程度の普及率実績としてどうであるのかは、一概には言えないであろう。しかし、スマートフォンの利用法として代表的な他のアプリケーション、例えばSNSアプリケーションの利用率が70%を超えていることや、信頼できる情報を得たいときに検索サイトが多く利用されていること(総務省「通信利用動向調査」より。)を考え合わせれば、当該アプリケーションの利用可能性からみて、目標設定は少し高めにあってもよい。

また、ごみ分別アプリケーションの周知が相当程度高まることで、印刷されたごみカレンダーのニーズは減少することが見込まれる。現在は、印刷されたごみカレンダーは原則、熊本市の全世帯に配布されているが、ニーズの減少に伴い将来的に希望者のみに配布する対応ができるようになるため、ごみの排出量の削減と予算の削減が可能となるはずである。

このように考えると、本アプリケーションの普及率に関して一定の目標を設け、より積極的な広報を行うことが望まれる。多くの方に活用してもらうためにも、ごみカレンダーにごみ分別アプリケーションのQRコードが付いているように、例えばごみステーションに、ごみ分別アプリケーションのQRコードが付いた張り紙などをするなどし、周知していく活動が求められる。

さらに、アプリケーションの普及を進めるためには不具合の改善や使い勝手の向上など、アプリケーションのバージョンアップが欠かせない。App Storeのレビューには様々な改善要望などが書き込まれているので、それらを参考にすることもできるであろうし、可能であれば改善提案を受け付ける投稿欄を設けてもよいのではないかと。

措置内容	措置日
<p>外国語版ごみ分別ガイドやごみステーション看板にごみ分別アプリのダウンロードページを案内するQRコードを追加した。また、ごみ分別アプリのチラシを作成し、転入者、熊本市国際交流会館、不動産管理会社、市内の大学等に配付し周知を図った。今年度中には植木地区のごみ出しルールにも対応予定であり、将来的にはペーパーレス化の観点からも、ごみ分別アプリがメインでごみカレンダーが補助的な役割になるようにアプリの普及を目指していきたいと考えている。</p>	<p>令和2年(2020年) 3月1日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書

～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局資源循環部ごみ減量推進課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><清掃作業日報の様式について：意見></p> <p>現在、清掃作業日報の様式は、作業従事者による自己申告形式となっており、申告内容を裏付ける証拠等の添付までは求めている。自己申告形式の場合には、事業の有効性を確実なものとするために、客観的に申告内容を確認できる写真等の資料添付を必須とし、熊本市が申告内容を確認できる体制であることが望ましい。</p>	<p>令和2年度から仕様を見直し、清掃日報に新たに収集したごみの量がわかる写真を添付することとし、客観的に確認できるように改善を図った。</p>	<p>令和2年 (2020年) 4月1日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書

～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局資源循環部ごみ減量推進課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>＜不法投棄発見件数と搬入実績の減少変動要因の把握について：意見＞</p> <p>平成 30 年度から見回り体制を 1 班に減少させているが、従来の東西南北 4 ルートに加えて、熊本市中心市街地の監視ルートを追加して見回りを実施した。その結果、不法投棄の発見件数、搬入実績ともに平成 29 年度と比較して増加の実績となっており、見回りルートの追加は費用対効果が高いものであったと言える。</p> <p>いっぽう、平成 27 年度以前の搬入実績・件数と比較すると、平成 28 年度以降は 1 割程度に大きく減少している。</p> <p>この理由として平成 27 年度以前はポイ捨てを含む散乱ごみについても清掃・回収し、不法投棄の発見件数及び搬入実績に計上していたこと、搬入実績として搬入量が 5 kg 未満の場合、処理場の計量器の表示は 0 kg となるため一律 4 kg と計上されていたことが挙げられるとのことであった。</p> <p>このように、記録しているデータに一貫性がみられないと、変化が起こった場合、その理由を適切に把握し効果的な対策を講じることは難しいと考えられる。今後は一貫した記録を残す体制が求められる。</p>	<p>ポイ捨てを含む散乱ごみと不法投棄物については、その発生経緯と対策が異なることから、データに一貫性があるように、それぞれで発生件数と回収量の集計を行い、効果的な対策に繋げることとする。</p>	<p>令和 2 年 (2020 年) 10 月 1 日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書

～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局資源循環部ごみ減量推進課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>＜持ち去り防止に向けたさらなる取組について：意見＞</p> <p>見守りパトロールを行っているにも関わらず資源物等の持ち去り行為が減少していない状況を解決するために、買取業者と連携し「持ち去り物買取拒否宣言店」制度を導入することで持ち去り行為者が売却できない環境づくりを行い、このことについて令和元年10月に全業者へ聞き取り調査したところ、6業者から実際に持ち込みがあり買取拒否したと回答があったということだが、制度を導入したことにより持ち去り行為が著しく減少したといえる状況に至っているとは言い難い。</p> <p>買取事業者への指導業務をより意義のあるものとするためにも、買取事業者に対して違法と認識しておきながらごみステーションから持ち去られた資源物等の買取をした場合の罰則規定を設けるなどの施策の検討も望まれる。</p>	<p>令和2年3月に廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正を行い、持ち去られた資源物の譲受禁止や条例違反者に対する名称等の公表を規定した。</p>	<p>令和2年 (2020年) 3月24日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書

～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局資源循環部北部クリーンセンター

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><登庁時刻について：意見></p> <p>就業開始時刻は、午前8時30分であり、始業前の配車当番は、午前8時からの開始となっている。</p> <p>警備の解除時刻を確認したところ、配車当番開始時刻の3時間以上前である午前4時台の解除日数が年間で2日間あった。また、配車当番開始時刻の2時間以上前である午前5時台の解除日数は、年間で29日に上っている。</p> <p>これらの時間帯で就業はしておらず、時間外勤務とはなっていないが、職場に就業以外の目的で過度に長時間滞在することは適切でなく、空調や電気代が生じることから経済的にも望ましくない。</p> <p>よって、就業以外の目的にて過度に長時間職場に滞在することがないように、指導することが望まれる。</p>	<p>就業前の滞在時間については、経費等の観点から不要な長時間滞在は相応しくないため、不要な長時間滞在がないよう職員に周知し指導を行った。</p>	<p>令和2年 (2020年) 3月31日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書

～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局資源循環部北部クリーンセンター

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><職員情報システムへの退勤時刻の打刻について：指摘></p> <p>職員情報システムの出勤簿上、平日の退勤時刻の表示のない例が見られた。</p> <p>退勤時刻の打刻がない場合、各人の就業時間を把握することができない。また、打刻がない場合にサービス残業が行われていれば、その把握が困難となり、労務管理上問題がある。</p> <p>したがって、退勤時刻の打刻を適正に行うよう徹底する必要がある。</p>	<p>退勤打刻を全職員に周知し月末に全職員の出勤簿をチェックしている。</p>	<p>令和2年 (2020年) 4月1日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書

～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局資源循環部北部クリーンセンター

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><委託業者からのルール違反ごみ報告書への押印について：意見></p> <p>平成30年12月まで、委託業者からのルール違反ごみ報告書については、ルール違反ごみ報告書に加えて、啓発推進班にて不良ステーション、違反シール報告書を作成し、作成者たる啓発推進班担当者、確認者たる啓発推進班主査、所長補佐、所長の印が押されていた。</p> <p>平成31年1月からは、不良ステーション、違反シール報告書の作成を廃止しており、ルール違反ごみ報告書上も押印が行われていない。しかしながら、ルール違反ごみ報告書に作業を終了したことを示す証跡は、必要と考える。</p>	<p>令和2年度より、委託業者からのルール違反ごみ報告書により現場確認した啓発推進班担当者、確認者たる啓発推進班主査の印を押すこととした。</p>	<p>令和2年 (2020年) 4月1日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書

～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局資源循環部北部クリーンセンター

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>＜ルール違反ごみシールの貼り付けに係る作業員の判断について：意見＞</p> <p>作業員は、違反ごみを確認した場合、含まれる違反ごみの量や悪質性を勘案し、そのまま収集するか、ルール違反ごみシールを貼り付ける。これは個人の判断に委ねられるため、現状個人差があるとみられる。</p> <p>ルール違反ごみの対応が収集担当者ごとに異なる場合には、市民に対する公平性の観点から望ましくない。また、ルール違反ごみの対応がずさんな収集担当者の存在は、適正なごみ処理と再生利用(リサイクル)の拡大を阻害することとなる。</p> <p>よって、研修等を行うことにより、担当者ごとの判断に生じる幅をできる限り狭めることが望まれる。</p>	<p>ごみ出しルールについては、ごみカレンダーに記載してあるため、それに違反しているものについて対応を行っているところである。</p> <p>ルール違反シールの貼り付けにおいて、個人差が見られることに関し、職員に対し判断基準について周知し、公正な判断で行うよう指導を実施した。</p>	<p>令和2年 (2020年) 4月1日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書

～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局資源循環部北部クリーンセンター

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>＜ルール違反ごみ報告書の活用について：意見＞</p> <p>啓発推進班では、ルール違反ごみ報告書の地区ごとの分析を行っていない。</p> <p>地区ごとの分析を行うことで、重点的に啓発が必要な地区をより客観的に把握することができると思う。</p> <p>そこで、地区ごとにルール違反ごみ報告書の分析が行える方策を講じ、その結果を啓発推進班の意思決定に活用することが望まれる。</p>	<p>ルール違反ごみ報告書のデータを集計し、地区ごとの分析を行い、その結果や傾向を啓発推進班で情報共有し、地域特性に応じた啓発方針の決定に活用することとした。</p>	<p>令和2年 (2020年) 4月1日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書

～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局資源循環部西部クリーンセンター

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><職員情報システムへの入力について：指摘></p> <p>職員情報システムの平成31年3月21日(木)付の『時間外勤務命令簿(一括)』で、実際には残業をしている職員1名の残業時間の入力が漏れており、当該職員に対してこの部分の残業代が支給されていなかった。</p> <p>職員情報システムに職員の勤務実績が漏れなく正確に入力されているかどうか、検証を正確に実施すべきである。</p>	<p>担当者と主査の二重チェックを行い、申請漏れがないよう体制を整えた。</p>	<p>令和2年 (2020年) 3月31日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書

～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局資源循環部西部クリーンセンター

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><委託業者からのルール違反ごみ報告書の受領について：意見></p> <p>『ルール違反ごみ報告書』の受領件数に関し、委託と作業班の間で格差があり、さらに、作業班内部においても実績の格差が生じている。</p> <p>おそらく、地区の特徴による場合もあると思われるが、委託業者の取り扱いの違いによるものが大きいと考えられる。また、作業班内部においても担当者により取扱いが異なっているのではないかと推察される。</p> <p>直営と委託業者各社において及び作業担当者間において、ルール違反ごみの対応が異なる場合には、市民に対する公平性の観点から望ましくない。また、ルール違反ごみの対応がずさんな委託業者の存在は、適正なごみ処理と再生利用(リサイクル)の拡大を阻害することとなる。</p> <p>よって、ルール違反ごみ報告書の提出が少ない委託業者に対しては、ルール違反ごみの取り扱いを厳格にするよう、より強い指導が望まれる。</p>	<p>ルール違反ごみへの対応については、これまで直営・委託に対し、廃棄物計画課において、状況を把握して指導を行って来たが、今後もさらに状況把握に努めるとともに、受託者会議及び各クリーンセンターとの連絡会議において協議を行い、情報共有及び指導を徹底していきたい。</p>	<p>令和2年 (2020年) 6月1日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書

～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局資源循環部西部クリーンセンター

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>＜ルール違反ごみ報告書の活用について：意見＞</p> <p>啓発推進班では、ルール違反ごみ報告書の分析をすることにより、委託業者に対する指導を行っている。しかし、ルール違反ごみ報告書の地区ごとの分析は行っていない。</p> <p>地区ごとに分析することで、重点的に啓発が必要な地区をより客観的に把握することができると思う。</p> <p>地区ごとにルール違反ごみ報告書の分析が行える方策を講じ、その結果を啓発推進班の意思決定に活用することが望まれる。</p>	<p>ルール違反ごみ報告書のデータを集計し、地区ごとの分析を行い、その結果や傾向を啓発推進班で情報共有し、地域特性に応じた啓発方針の決定に活用することとした。</p>	<p>令和 2 年 (2020 年) 4 月 1 日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書

～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局資源循環部西部クリーンセンター

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>＜ルール違反ごみ報告書の記載もれについて：指摘＞</p> <p>平成30年5月17日（木）の2班9号車のルール違反ごみ報告書に作業長・作業員・啓発担当の押印及び結果欄の記載がもれていた。また、平成30年7月4日（水）の4班17号車のルール違反ごみ報告書の結果欄の記載がもれていた。</p> <p>ルール違反ごみ報告書の記載に当たっては、作業長等の押印もれや結果欄の記載もれがないよう留意すべきである。</p>	<p>報告書を受領する際、押印や記載漏れが無いようチェックしているが、報告書を綴る際、再度、チェックするなど事務処理の見直しを行った。</p>	<p>令和2年 (2020年) 3月31日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書

～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局資源循環部西部クリーンセンター

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>＜給油券の記入について：指摘＞</p> <p>給油券（冊 No02865、頁 No48）に車両ナンバーが記載されていないものがあった。給油券については、複写式となっている給油券に車両ナンバーを記入することにより、給油券を用いて個人給油に使用すること等への防止が図られている。</p> <p>不正を防止する観点から、給油券の記載は、記入漏れがないよう正確に実施する必要がある。</p>	<p>全職員へ記入漏れが無いよう再指導済。また、次に使用する際に、改めて確認を行うことで長期間の放置を未然に防止する。</p>	<p>令和 2 年 (2020 年) 3 月 31 日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書

～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局資源循環部西部クリーンセンター

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>＜クレーマー対応について：意見＞</p> <p>1人のクレーマーのために、複数の部署の担当者が長期間にわたり対応しており、少なくない執務時間をこれに割かざるを得ない状況に陥っている。</p> <p>ごみ回収に関しての市民からの意見は、ごみ処理を効率的・効果的に行う上での改善点となりうるものであるから、本来、尊重されるべきものである。</p> <p>しかしその反面で、特定の市民からの苦情が行き過ぎたものであるならば、市民平等取扱いの原則に反することにもなりかねない。</p> <p>そもそも、市のごみ回収はステーション方式を採用しており、ステーションの管理は自治会等の利用者が責任を持って行うことになっている。オンブズマンの判断でも市の協力義務に問題はないとされており、このようなクレームは自治会で処理されるべき案件であろう。</p> <p>市の関連部署及びオンブズマンもすでに一定の対応をしているが、再度、クレームを止めるための方策がないか、総務局行政管理部総務課・法制課を含む関連部署や必要に応じて外部の専門家と協議し対応策を実行することが望まれる。</p>	<p>当センター業務に関するクレームについては、適切に対応するとともに、業務外のクレームについては、地元自治会や担当部署へ当該内容を連絡している。</p> <p>また、クレーマーに対しては担当部署等を案内したところ、当センターへのクレームは減少傾向にある。</p> <p>今後、クレームが増加し、その対応時間に苦慮する場合は、法制課等へ相談を予定している。</p>	<p>令和2年 (2020年) 9月30日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書

～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局資源循環部東部クリーンセンター

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><文書保存期間について：指摘> 『ルール違反ごみ報告書』『ごみステーション設置届出書』等、文書保存期間を超えて保存されている文書があった。 文書の保存については、『熊本市文書に関する訓令』に従い適切に管理すべきである。</p>	<p>熊本市文書に関する訓令に従い適切に保存、廃棄を行った。</p>	<p>令和2年 (2020年) 3月1日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書

～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局資源循環部東部クリーンセンター

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><時間外勤務の承認について：指摘></p> <p>終業点検庁舎管理業務は、午後5時15分から午後5時45分まで、業務職員2名で行われているが、平成30年度では平成30年10月2日の一日だけではあるが、時間外勤務命令・報告・確認書上、終業点検庁舎管理業務が3名で行われ、その時間外勤務について主査と所長の承認がなされていた。</p> <p>実際には終業点検庁舎管理業務は2名で行われ、1名は収集漏れの対応業務を行っていたのであるが、時間外勤務命令・報告・確認書上、3名での業務を行う必要があった理由も収集漏れの対応業務を行った記載もなく、承認がなされる合理的理由は見当たらない。</p> <p>時間外勤務命令・報告・確認書の作業内容欄には、実際の作業内容を記載すべきである。また、時間外勤務は、時間外勤務を行う合理的な理由がある場合のみ、その承認を行う必要がある。</p>	<p>当該時間外勤務命令・報告・確認書の指摘については、実際の作業内容に修正を行った。時間外勤務命令・報告・確認書の作業内容欄には、実際の作業内容を間違いなく記載し、申請者・承認者で内容の確認を徹底し、承認するようにした。</p>	<p>令和2年 (2020年) 4月1日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書

～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局資源循環部東部クリーンセンター

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><職員情報システムへの退勤時刻の打刻について：指摘></p> <p>職員情報システムの出勤簿上、平日の退勤時刻の表示のない例が見られた。また、勤務時間の繰り上げ制度の活用時に、退勤時刻の打刻時間を繰り上げ制度を活用しない場合の勤務時間後の時刻に変更する場合があった。</p> <p>退勤時刻の打刻がなければ、各人の就業時間を把握することができない。また、実際の退勤時刻と異なる時刻での打刻に変更した場合、就業時間を誤って把握することになってしまう。</p> <p>仮に、打刻がない場合にサービス残業が行われていれば、その把握が困難となり、労務管理上問題がある。また、打刻時刻が実際の退勤時刻より遅い時刻への変更が行われている場合には、サービス残業が行われていないにもかかわらず、サービス残業が行われているとの誤解を与えることになりかねない。</p> <p>したがって、退勤時刻の打刻は徹底する必要があり、実際と異なる時刻への変更は行わないよう指導する必要がある。</p>	<p>全職員に対し、退勤打刻を適正に行うよう徹底した。</p>	<p>令和2年 (2020年) 4月1日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書

～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局資源循環部東部クリーンセンター

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><委託業者からのルール違反ごみ報告書の受領について：意見></p> <p>啓発推進班におけるルール違反ごみ報告書の受領件数に関し、直営の地区と各委託業者担当地区とで格差が存在する。委託業者に対するシール貼付及び報告書提出促進の指導は行っているもの、直営地区のそれに比較して委託業者担当地区の受領件数が少ない状況である。</p> <p>この原因は、地区の特徴による場合もあると思われるが、委託業者の取り扱いの違いによるものが大きいと推測される。直営と委託業者各社において、ルール違反ごみの対応が異なる場合には、市民に対する公平性の観点から望ましくない。また、ルール違反ごみの対応がずさんな委託業者の存在は、適正なごみ処理と再生利用（リサイクル）の拡大を阻害することとなる。</p> <p>よって、ルール違反ごみ報告書の提出が少ない委託業者に対しては、ルール違反ごみの取り扱いを厳格にするよう、より強い指導が望まれる。</p>	<p>ルール違反ごみへの対応については、これまで直営・委託に対し、廃棄物計画課において、状況を把握して指導を行って来たが、今後もさらに状況把握に努めるとともに、受託者会議及び各クリーンセンターとの連絡会議において協議を行い、情報共有及び指導を徹底していきたい。</p>	<p>令和 2 年 (2020 年) 6 月 1 日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書

～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局資源循環部東部クリーンセンター

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><ルール違反ごみ報告書の活用について：意見></p> <p>啓発推進班では、ルール違反ごみ報告書の地区ごとの分析を行っていない。</p> <p>地区ごとの分析を行うことで、重点的に啓発が必要な地区をより客観的に把握することができると思う。</p> <p>そこで、地区ごとにルール違反ごみ報告書の分析が行える方策を講じ、その結果を啓発推進班の意思決定に活用することが望まれる。</p>	<p>ルール違反ごみ報告書のデータを集計し、地区ごとの分析を行い、その結果や傾向を啓発推進班で情報共有し、地域特性に応じた啓発方針の決定に活用することとした。</p>	<p>令和2年 (2020年) 4月1日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書

～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局資源循環部東部環境工場

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><家庭ごみのリサイクルについて：意見> 家庭ごみのリサイクル率の目標値を平成32年度(令和2年度)に30%と定めているのに対し、平成29年度の実績は23.3%となっている。また、東部環境工場に実際持ち込まれるごみの中にはリサイクル可能なものも含まれているのが現状である。</p> <p>市では、家庭ごみのリサイクル率を改善するため、リサイクル保管庫設置への補助、ごみステーション管理への助成等様々な事業を実施しているが、東部環境工場に持ち込まれたごみにリサイクル可能なものが含まれているのかどうかの調査、是正指導を強化することでリサイクル率の改善に寄与するものとする。</p> <p>また、環境省が公表している平成29年度の一般廃棄物処理実態調査結果によると人口が50万人以上の市町村でリサイクル率30%を超えているのは東京都八王子市及び千葉県千葉市のふたつなのでこれらの市にリサイクルの取り組み等について問い合わせを実施し、参考にするのも有用であるとする。</p>	<p>工場へ搬入される家庭ごみのほとんどがパッカー車による収集ごみであり、ごく一部が市民の持ち込みごみである。市民の持ち込みごみについては計量受付での聞き取り、投入ステージでの再度の聞き取り、ダンピングボックスへの直接投入の際の職員が是正指導を行っている。</p> <p>廃棄物計画課において、持ち込まれるごみの組成分析を実施しており、この分析結果及び他都市の状況を踏まえ、今後もしリサイクルに関する施策について取り組んでいく。</p>	<p>令和2年 (2020年) 4月1日</p>

指摘事項等

<三山荘の指定管理者について：意見>

熊本市の『公の施設の指定管理者制度に関する指針（以下、指針）』第2導入の基本的考え方1選定方法において規定されているとおり、指定管理者の選定は原則として公募によるべきであり、例外として非公募による場合は上記指針等に従って慎重かつ厳格な選定が求められると考える。

熊本市戸島地域環境保全協議会は、上記指針の地域密着型施設として非公募により指定管理者に選定されているが、同様の施設である西武環境工場の余熱利用施設の西部交流センター及び東部環境工場の余熱利用施設の東部交流センターは、公募により指定管理者が選定されている。そうであれば、三山荘も公募により指定管理者を選定することは可能なはずであるので、非公募としている理由の是非は、地域密着型施設の要件を満たしているか否かによって判断されることになる。

指針には「地域住民が専ら使用している施設及び地域住民が構成する団体に委ねる方が効果的な管理運営を行うことができる施設」としか記載されていない。

ここで、平成30年度の三山荘の利用実績をみると、全利用者46,174人のうち地域住民の利用は32,472人（70.3%）となっている。

「専ら」が具体的にどの程度の割合を指すのかについては、それぞれの法の運用によって異なっているが、一般的には7割から8割程度を指すというのが通説のようである。しかし、指定管理者の場合がどの程度の割合であるのか、「指定管理者制度運用マニュアル」等にも記載がない。

このため、地域住民による利用実績が70.3%であったことをもって「地域住民が専ら使用している」という条件を満たしているのかどうか判断ができない。

いっぽう、「効率的な管理運営が可能」という基準についてみると、熊本市戸島地域環境保全協議会が三山荘を管理運営する場合と、他の民間事業者が三山荘を管理運営する場合のそれぞれの効率性を比較検討していない。このため、現状では前者のほうが効果的な運営を行うことができるのか否かについての証拠がない。

したがって、現状で三山荘の指定管理者の選定に明確な瑕疵があるとは言えないものの、次回の選定にあたっては、公募によることができるのかどうか、仮に非公募に依らざるを得ない場合は指針の要件を満たしているのかどうかについて、慎重な検討が望まれる。

措置内容	措置日
<p>三山荘の指定管理者については、本市「公の施設の指定管理者制度に関する指針」の選定方法のうち、非公募により選定している。</p> <p>非公募による指定管理者選定においては、地域住民が専ら使用していることが要件となっているが、「専ら」について明確な規定はなく一般的には7割から8割程度が通説とのご意見のとおりであり、実績において7割程度の地域住民の利用をもって要件を満たしていると判断している。</p> <p>「効率的な管理運営」については、三山荘の管理は、指定管理者制度ができる以前から地域住民による管理委託によって行われている。このことにより、指定管理者と地域住民と顔見知りであることなどから、苦情対応や要望の処理がスムーズに行われるなど、公募により選定された指定管理者よりも効率的に運営されていると考えられる具体例も多数報告されている。また、指定管理料の算定においては、民間より安価な市労務単価を採用しており、このことも公募より有利な条件で指定管理者を選定することができていると考えられる。</p> <p>三山荘の指定管理者を非公募にて選定するための要件については、今後も市指定管理者制度の担当部署と契約事務手続前に協議し、検討を行っていく。</p>	<p>令和2年(2020年) 4月1日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書

～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局資源循環部東部環境工場

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>＜ポンプ等点検整備業務委託の指名競争入札について：意見＞</p> <p>平成 27 年度及び平成 28 年度の落札率が他の年度に比べ低くなっているが、入札業者数と落札率とには負の相関関係が認められる。これは、平成 27 年度は入札業者に新規参入業者 1 社が加わったこと、次いで平成 28 年度は新規入札業者 1 社が加わったことで、市場競争原理が働いたためと推察される。</p> <p>したがって、指名競争入札を実施する際には、市場競争原理が有効に機能するよう多くの入札業者を選定することが望まれる。</p>	<p>指名競争入札における指名業者の選定は、本市契約事務マニュアルに基づき市の登録業者の中から特殊なポンプが整備できるものをすべて登録し指名している。</p>	<p>令和 2 年 (2020 年) 3 月 31 日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書

～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局資源循環部東部環境工場

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><『三山荘集計表』の押印漏れについて：指摘></p> <p>『三山荘集計表』を閲覧したところ、庶務担当の確認印の漏れ（平成30年11月24日・平成31年3月27日）及び工場長の承認印の漏れ（平成31年3月31日）があった。</p> <p>庶務担当の確認印及び工場長の承認印は、自らの業務を適切に遂行したことを明らかにするものである。また、確認印及び承認印を押印することは、仮に現金事故があった場合に責任の所在を明らかにする際に資するものである。</p> <p>したがって、今後は確実な確認・押印を行う必要がある。</p>	<p>このような押印漏れなどが起きないように再発防止に努め、これまで以上に確実な確認・押印を行っている。</p>	<p>令和2年 (2020年) 4月1日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書

～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局資源循環部東部環境工場

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><銀行預入について：意見></p> <p>現状では、三山荘の担当者が東部環境工場管理班の庶務に現金を持ち込み、その後庶務担当が現金を銀行窓口で預け入れしている。</p> <p>これを、三山荘の担当者が現金を銀行窓口で預入することで現金の物理的移動が2回から1回に減りそれだけ現金の紛失・盗難リスクを低減することが期待される。</p> <p>また、東部環境工場管理班の庶務は『三山荘集計表』と現金の整合性の確認作業及び現金の銀行窓口への預け入れ業務を削減できることが期待される。</p> <p>これらのことから、三山荘の担当者が現金を銀行窓口で預け入れすることの是非について、検討することが望ましいと考える。</p>	<p>指定管理者が預入業務を行うと仮定すると、土日祝日も運営している三山荘で使用料の現金保管が生じ、24時間勤務している工場金庫での保管より管理リスクが増大することが考えられるため、現状のまま運用を行うが、今後も適正な現金の管理について検討を継続していく。</p>	<p>令和2年 (2020年) 4月1日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局資源循環部東部環境工場

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><後納請求の業務フローについて：意見> 東部環境工場の庶務担当は、ごみ処理手数料を管理しているシステムから PDF で『廃棄物手数料後納徴収』を出力し紙で印刷したのち各係長及び工場長に回覧している。</p> <p>また、これとは別途に廃棄物計画課が後納請求を行うために『廃棄物手数料後納徴収』と同じ内容のエクセルデータを作成し、同課に提出している。</p> <p>当該業務は、廃棄物計画課ではごみ処理手数料を管理しているシステムにアクセスすることができないために行われている作業である。</p> <p>廃棄物計画課にごみ処理手数料を管理しているシステムへのアクセス権限を付与することができるのであれば、東部環境工場の庶務の作業を減らすことが可能である。また別の方法でも業務を削減することが可能かどうかも含めて業務の効率化の余地がないかどうか検討することが望まれる。</p>	<p>現状のごみ処理手数料管理システムをオープン化した場合、カードの読み取りエラーの対応は当工場ではできず、初期投資、ランニングコスト、ウィルスチェックなどの管理コストが必要となる。また、ソフト更新、ネットワーク障害時の対応など新たな業務も発生するなど、リアルタイムに廃棄物計画課から閲覧できること以上の業務量、コストの増大など様々な課題を考慮すると、現状のフローでの手続きが最適と考えるが、他方法で業務の効率化を図ることができないか適宜検討を進める。</p>	<p>令和 2 年 (2020 年) 4 月 1 日</p>

指摘事項等

〈管理班計量の職員配置について：意見〉

東部環境工場管理班計量の職員は、計量棟にて受付・料金収納等の対応を行っている。視察時の計量棟での職員数は5名であったが、監査対象年度の計量報告書によると、常時4名体制である。

管理班計量の主な業務は、以下のとおりである。

(ア) 受付時

一般有料車両とあわせ産廃業者車両に対して(直営車両、委託車両、一般廃棄物収集運搬業許可業者車両等に対しては行わない。)ゴミの内容に関する質問を行い、目視検査を行い、重量を記録し料金を算定するために必要なカードの使い方を案内する。一日当たりの持ち込み重量制限がある場合には、上限内かどうかの確認を行う。

加えて、あわせ産廃業者車両の場合にはマニフェストを受け取る。マニフェストとは、産業廃棄物の排出者が、廃棄物の処理を確認するために作成する書類である。マニフェストには、氏名、産業廃棄物の種類及び数量、運搬先等を記載し、運搬業者や処分業者のサインを受けたのち、管理票の一部を処分業者等が排出者に返送する。

(イ) 受付から退所間

あわせ産廃業者車両から受け取ったマニフェストの確認、押印、提出分の保管を行う。

(ウ) 退所時

一般廃棄物収集運搬業許可業者のうち、現金収納車両、一般有料車両、あわせ産廃業者車両から料金を徴収する(一般廃棄物収集運搬業許可業者のうち後納車両、直営車両、委託車両等に対しては行わない。)。また、あわせ産廃業者車両にはマニフェストを返還する。

なお、平成30年度の1日平均窓口対応台数は、(ア)受付時が133台、(ウ)退所時が148台であるが、(ア)受付時と(ウ)退所時の業務は、窓口に着した車両1台ずつに対して行っていることから、各1名の担当で業務遂行可能である。

また、平成30年度の1日平均マニフェスト受取台数は、42台である。1台当たりのマニフェストに対する作業時間は3分から5分程度であるため、1日当たりの概算作業時間は3時間程度である。

上記の作業量から考えれば、繁忙期や繁忙時間以外の常時の4名体制には、職員配置の工夫によって削減可能な余地があるのではないかと考える。職務内容を再確認し、時間給職員へ業務を担当させるなどの対応を含め、職員配置の最適化について、いま一度検討されたい。

措置内容	措置日
<p>管理班計量及び投入職員の業務については、受付、退所対応のほか、初めての方のご案内、高齢市民の荷下ろしの手伝いなど、市民サービスの向上として市民に寄り添った対応を心掛けており、現場での苦情対応も日常的に行っている。</p> <p>このように繁忙期でないときの一般的な受付・退所業務以外の対応業務も日々一定数必要であるため、業務効率だけでは測りにくいですが、繁忙期と繁忙期以外の一般業務量の差は認識しており、今後も様々な状況での職員の最適配置を行っていく。</p>	<p>令和 2 年 (2020 年) 4 月 1 日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書

～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局資源循環部東部環境工場

指摘事項等	
<p><管理班投入の職員配置について：意見></p> <p>管理班投入の職員は、投入ステージにて搬入指導及び検査を行っている。監査視察時の投入ステージでの職員数は4名であり、常時4名体制である。</p> <p>管理班計量の主な業務は、以下のとおりである。</p> <p>(ア) 受付</p> <p>直営車両、委託業者車両以外に対して説明を行う。また、破砕機が必要かどうか、違反物の持ち込みがないかどうかの質問を行い、目視で確認する。</p> <p>(イ) 投入ステージ係員室</p> <p>誘導灯の点滅、投入扉の開閉操作、モニター確認を行う。</p> <p>(ウ) 投入ステージ上</p> <p>午前3台以上午後3台以上/1日の搬入ごみ調査を行う。</p> <p>なお、平成30年度の調査実績は1日当たり1.1件であった。これは、震災ごみの搬入が継続しており毎日の搬入量が多いため、ごみの搬入を優先したことによる。</p> <p>(ア) 受付と(イ) 投入ステージ係員室での業務は、車両1台ずつに対して行っていることから各1名の担当で業務遂行可能である。また、(ウ) 投入ステージ上の業務については1台当たりの作業時間は20分程度であるため、1日当たり6件の調査を行うことを前提とすると概算作業時間は120分である。</p> <p>上記の作業量から考えれば、常時の4名体制には職員配置の工夫によって削減可能な余地があるのではないかと考える。職務内容を再確認し、時間給職員へ業務を担当させるなどの対応を含め、職員配置の最適化について、いま一度検討されたい。</p>	
措置内容	措置日
<p>管理班計量及び投入職員の業務については、受付、退所対応のほか、初めての方のご案内、高齢市民の荷下ろしの手伝いなど、市民サービスの向上として市民に寄り添った対応を心掛けており、現場での苦情対応も日常的に行っている。</p> <p>このように繁忙期でないときの一般的な受付・退所業務以外の対応業務も日々一定数必要であるため、業務効率だけでは測りにくいですが、繁忙期と繁忙期以外の一般業務量の差は認識しており、今後も様々な状況での職員の最適配置を行っていく。</p>	<p>令和2年 (2020年) 4月1日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書

～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局資源循環部東部環境工場

指摘事項等	
<p><管理簿の作成及び実地棚卸について：意見></p> <p>物品の購入・払出し・残高に関しては、『熊本市物品会計規則』において、必要に応じて帳簿を作成することとされている。</p> <p>帳簿を作成することで物品の減耗や、長期収蔵品等の把握が可能となる。</p> <p>また、棚卸を行うことで、帳簿数と実数の差異原因を調査し、使途不明の有無の把握が可能となり、同時に帳簿数と実数を一致させることができるため、帳簿の正確性を担保する。</p> <p>さらに、棚卸を実施することで不用の決定を行うことが可能となり、売却または廃棄を行うことが可能となる。それらの効果を通じて、職員の管理意識の向上に寄与することが期待される。</p> <p>このように、帳簿の作成及び期末棚卸を行う意義は小さくないと考えられる。</p> <p>現状では医薬材料については、残高は把握しているものの受払を実施していない。いっぽう、その他の消耗品については受払も期末残高の把握も行っていない。</p> <p>東部環境工場で使用している医薬材料や原材料その他の消耗品が、重要物品に該当する可能性は低いと考えられる。しかし、適切な管理の視点からは、一定の購入量・購入金額があるものについては、基準を定め帳簿の作成と実地棚卸を行うことが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>物品管理を行うことの意義を再認識し、医薬材料費については受け入れ数量、使用料から管理を行った。今後は、定期的に、物品の棚卸を実施し、適正な管理を行っていく。</p>	<p>令和2年(2020年) 4月1日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書

～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局資源循環部東部環境工場

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><ごみ搬入業者の指導について：意見></p> <p>現状ではごみ搬入業者への指導の効果が十分表れているとは言い難い状況である。にもかかわらず、搬入ごみ調査の結果を受けて一般廃棄物収集運搬業許可を取り消した事例はない。このことが、指導の効果が表れない一因であると考え。</p> <p>不正又は不誠実な行為をするおそれがある者に対しては、許可を取り消さなければならないことを周知し、「不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある」とみなす水準を具体的に規定する等により、許可取り消しの対応を含めて、より強力にごみ搬入業者への指導を行われたい。</p>	<p>当工場では日々ごみ搬入業者への指導を行い、焼却ごみの適正処理に努めているところである。</p> <p>これまでも不適物を持ち込んだ搬入業者に対しては、現場で口頭指導を行ったうえで、不適物を回収させている。不適物の混入は排出事業者の分別に左右される部分が大いだが、口頭指導を行っても行為を繰り返す業者に対しては、文書指導を行うとともに、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる根拠の一つとするため、許可権限を有する担当部署に情報を提供し、連携して対応を行っていく。</p>	<p>令和2年 (2020年) 4月1日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書

～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局資源循環部東部環境工場

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><受け入れるごみの事前相談の対応について：意見></p> <p>電話で事前相談を受けた際に受入可能と判断していたにもかかわらず、実際に持ち込まれたごみを確認したところ、受け入れができないごみであり持ち帰りが必要となる事例が発生しており、業務の効率性の観点から改善の余地がある。</p> <p>電話での判断が難しい場合には画像や動画の提供を依頼することが考えられる。また、『ごみ分別アプリ』を相談者に紹介することで電話での対応件数が減少することも期待できる。さらに、問い合わせによる福岡市からの回答では、受付時に可能な限り搬入品目全てを把握するよう努めることで持ち帰りまで至るケースは少ないとのことであり、電話の場合でも、より丁寧な対応をとることが望まれる。</p>	<p>「ごみ分別アプリ」や「ごみカレンダー」については、すでに電話による事前相談時に案内しており、持ち帰りが少なくなるよう、福岡市の例を参考にするなど、より丁寧な対応に努める。</p>	<p>令和 2 年 (2020 年) 4 月 1 日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書

～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局資源循環部浄化対策課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>＜生活排水未処理人口を減少させるための施策について：意見＞</p> <p>熊本市は【熊本市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）平成28年3月】において、令和2年度の生活排水未処理人口の目標を18,293人、人口比率2.5%と掲げている。しかしながら、平成30年時点では生活排水未処理人口は42,675人、人口比率5.8%となっており、平成26年を基準とした場合の目標達成率は32.84%と低い数字であることから、来年度に目標を達成することは不可能といえる状況である。</p> <p>これは、平成28年に熊本地震が発生し、下水道の敷設に関する計画が大幅に変わったことも一因であると考え、その点を踏まえた上で生活排水未処理人口を減らすためには、何らかの追加的な施策が必要なのではないかと考える。</p> <p>例えば、現在の助成金の額を増やすことも一案である。あるいは、当該事業における助成対象区域に、上表(ii)(ア)の③事業計画区域（処理区域含む）においても一定の条件を定めこれを満たす市民については助成の対象とするというような、柔軟な計画の見直しを検討すべきと考える。</p>	<p>合併処理浄化槽設置補助金の対象区域について、令和元年度(2019年度)から、事業計画区域のうち下水道の整備が当該年度から7年以上見込まれない区域を対象エリアとして拡大した。</p> <p>また、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、単独転換は新たに宅内配管補助金制度を導入し、くみ取り転換は既存の補助制度を増額するなど、補助制度の再構築を行い、令和2年度(2020年度)から開始した。</p>	<p>対象エリア拡大 令和元年(2019年) 4月1日</p> <p>補助制度再構築 令和2年(2020年) 4月1日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書

～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局資源循環部廃棄物計画課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>くはげ山埋立地における固定資産台帳と登記簿との不整合について：指摘></p> <p>はげ山埋立地における固定資産台帳と登記簿とで不整合の案件が3件発見された。固定資産の現状と固定資産台帳の記載とが整合していなければ、適切な固定資産管理はできない。</p> <p>したがって、土地の現況及び登記簿を調査したうえで、固定資産台帳を適切に修正する必要がある。</p>	<p>はげ山埋立地の登記簿を調査した結果、固定資産台帳の情報が土地の分筆合筆等の整備前のものであったため、令和2年度(2020年度)9月末に令和元年度(2019年度)固定資産台帳へ現在の情報を登録した。</p>	<p>令和2年 (2020年) 9月25日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書

～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局資源循環部廃棄物計画課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>＜放置された自動車の撤去について (はげ山埋立地)：指摘＞</p> <p>はげ山埋立地を現地調査したところ、敷地内にビニールシートに覆われた自動車があった。当該自動車については、外観から、しばらく使用されていないものと思われる。</p> <p>はげ山埋立地は現在、グラウンド及び公民館として地元自治会に貸与されているが、使用していないと思われる自動車の放置は、市と地元自治会との間で締結した「普通財産使用貸借契約書」に規定されている使用目的に鑑みて適切ではないばかりではなく、犯罪等の温床ともなりかねない。特に、廃棄物の管理を司る環境局の施設内に、使用していないと思われる自動車が放置されている状況は望ましいとは言えない。市は地元自治体と協議の上、当該自動車の撤去等を検討する必要がある。</p>	<p>地元自治会に確認したところ、グラウンドゴルフやゲートボールで使用する道具入れとして使用しており、撤去しないでほしいとの要望があった。このことにより普通財産使用貸借契約書の第4条に基づき地元自治会から施設使用届（自動車の設置）の提出があり受理したもの。</p>	<p>令和2年 (2020年) 4月1日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書

～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局資源循環部東部クリーンセンター

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><東部クリーンセンター内下水中継ポンプ槽等の固定資産台帳未登録について：指摘></p> <p>東部クリーンセンターの敷地内には、はげ山中継ポンプ槽、下水中継ポンプ槽及び雑排水槽（以下、これらをまとめて「下水中継ポンプ槽等」という。）が設置されている。</p> <p>現地往査により下水中継ポンプ槽等の現物を確認したが、廃棄物計画課及び東部クリーンセンターの平成30年度末固定資産台帳（暫定）には該当する固定資産の登録が見受けられなかった。固定資産の管理を適切に行うため、市は固定資産台帳に登録していない原因を確認し、適切な対応を検討する必要がある。</p>	<p>固定資産台帳に未登録であった東部クリーンセンター敷地内に存在する下水中継ポンプ槽等について、令和元年度（2019年度）固定資産台帳への新規登録資産として、令和2年(2020年)9月末に資産マネジメント課へ書類提出済み。</p>	<p>令和2年 (2020年) 9月25日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書

～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局資源循環部東部クリーンセンター

指摘事項等	
<p><車両の固定資産台帳登録漏れについて：指摘></p> <p>東部クリーンセンターにおいて現物の車両と平成 30 年度末固定資産台帳（暫定）を照合したところ、現物は存在するものの固定資産台帳に未登録であった車両が 1 台確認された。</p> <p>また、平成 29 年度末固定資産台帳（確定版）との照合もあわせて実施したところ、平成 29 年度末固定資産台帳（確定版）においても当該車両は未登録であった。</p> <p>別途管理する備品台帳（東部クリーンセンター所管）には登録されていることから、固定資産台帳のみの登録漏れである。</p> <p>なお、東部クリーンセンターは資産マネジメント課に対して、平成 29 年度末において登録漏れであった当該車両について、令和元年度中に修正の届け出を提出しており、確定版の平成 30 年度末固定資産台帳では訂正される見込みである。</p> <p>しかしながら、タイムリーな固定資産台帳への届け出がなされなければ、適正な減価償却計算は行われず、統一的基準による地方公会計における財務書類の適切性は担保できない。当該車両は平成 27 年度に取得した資産であり、固定資産台帳と現物の突合を実施していれば、遅くとも平成 29 年度末時点で登録漏れに気づくことができたはずである。</p> <p>したがって、固定資産の適切な管理及び地方公会計で要求される適切な減価償却計算のため、現物資産はタイムリーに、かつ、もれなく固定資産台帳に登録する必要がある。</p>	
措置内容	措置日
指摘車両について、固定資産台帳へ登録を行った。	令和 2 年(2020 年) 3 月 1 日

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書

～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局資源循環部環境施設課

指摘事項等	
<p><地積調査に係る結果の固定資産台帳へのタイムリーな反映について(戸島塵芥埋立地):指摘></p> <p>戸島塵芥埋立地は、昭和46年～昭和53年にかけて利用された埋立施設である。現在では整地したうえで、一部を戸島ふれあい広場として、それ以外を主に災害時の廃棄物仮置き場として利用している。なお、土地の一部は益城町にまたがっている。</p> <p>平成29年度において、熊本市側の土地について地積調査が実施された。それを受けて登記簿上、更正が行われた。しかし、平成30年度末時点において、その結果が公有財産台帳及び固定資産台帳へ反映されていなかった。</p> <p>固定資産の適切な管理のため、登記簿上で更正が行われた場合にはタイムリーに公有財産台帳及び固定資産台帳へ反映する必要がある。</p> <p>所管課によれば、本件については令和元年度中に適切に修正対応を行う予定とのことである。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和元年(2019年)6月19日に、道路管理者の東部土木センターへ所管替の依頼を文書管理システムにて施行し、令和元年(2019年)8月14日に市道区域の公有財産(土地)について引継ぎが完了した。</p>	<p>令和元年(2019年)8月14日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書

～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局資源循環部環境施設課

指摘事項等	
<p><土地のさらなる利活用について（戸島塵芥埋立地）：意見></p> <p>戸島塵芥埋立地は、戸島ふれあい広場以外の土地について、非常時の主に廃棄物仮置き場として利用している。面積は、敷地面積：約 87 千平方メートル、法面等を除いた有効面積：約 72 千平方メートルと、かなり広大な敷地となっている。</p> <p>熊本地震後、しばらくは大量の災害廃棄物が仮置きされていたが、往査時にはすべて廃棄され、仮置きは解消されていた。</p> <p>平常時には余剰な土地となるため、配電工事技術訓練場として民間業者へ行政財産の目的外使用の許可を行い、その対価として使用料を徴している。</p> <p>また、近隣施設でイベントが行われた際には、臨時駐車場として民間業者へ行政財産の目的外使用の許可を行い、その対価として使用料を徴しており、平常時に余剰となっている土地の利活用は一定程度行われていると言える。</p> <p>しかし、臨時駐車場への貸し出しは一時的なものであることから、災害等の非常時には廃棄物仮置き場として利用することを前提にしつつ、土地のさらなる利活用について検討することが望まれる。</p>	
措置内容	措置日
<p>当該地は1ヘクタール程を、熊本城総合事務所が熊本城石垣の復旧工事に伴う、石垣置場として利用することが決まっている。</p> <p>この他にも、広く利活用について継続して検討していく。</p>	<p>令和2年(2020年) 8月7日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書

～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局資源循環部東部環境工場

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><登記簿上の修正に関する固定資産台帳等へのタイムリーな反映について：意見></p> <p>東部環境工場が所管する土地について、平成20年8月に国土調査が行われ、分筆されているもの及び地積が修正されているものについて、登記簿上修正がなされていたにも関わらず、公有財産台帳及び固定資産台帳への修正の反映がもれており、平成30年に至るまでなされていなかった。</p> <p>本監査の対象期間である平成30年度中に修正されており、指摘事項とはしないものの、今後は国土調査による登記簿上の修正についてはタイムリーに公有財産台帳及び固定資産台帳へ反映する必要がある。</p>	<p>今後も登記簿上の修正を行った際は適切に公有財産台帳及び固定資産台帳へ反映する。</p>	<p>令和2年 (2020年) 4月1日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書

～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局資源循環部廃棄物計画課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>＜北部クリーンセンターにおける固定資産台帳に登録のない建物について：指摘＞</p> <p>北部クリーンセンターにおいて現物の固定資産と平成30年度末固定資産台帳(暫定)を照合したところ、敷地内建物2件につき現物は存在するものの固定資産台帳に未登録であった。</p> <p>本件の場合、当該建物の取得は古く、地方公会計で要求される適切な減価償却計算には影響ないと思われるが、固定資産の適切な管理ため、現物資産はもれなく固定資産台帳に登録する必要がある。</p>	<p>固定資産台帳に未登録であった北部クリーンセンター敷地内に存在する旧事務所及び旧計量棟について、令和元年度(2019年度)固定資産台帳への新規登録資産として、令和2年(2020年)9月末に資産マネジメント課へ書類提出済み。</p>	<p>令和2年 (2020年) 9月25日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書

～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局資源循環部環境施設課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>＜西部環境工場における固定資産台帳への一部登録漏れについて：指摘＞</p> <p>西部環境工場は、旧西部環境工場の老朽化に伴う建て替えのため、平成24年4月に着工し、平成28年9月に竣工したが、西部環境工場の支出関係資料に記載された支出額のうち、「その他（土木造成・外構・解体・産廃処理費）」については固定資産台帳に登録されていない。</p> <p>このうち少なくとも土木造成 879,482 千円及び外構 52,685 千円については、固定資産台帳に登録する必要があると考えられる。</p> <p>投下資本の適切な把握、固定資産の適切な管理及び統一的な基準による公会計における減価償却費の適切な算定のため、資本的支出については漏れなく固定資産台帳に適切に登録する必要がある。</p>	<p>土木造成 879,482,117 円及び外構 52,685,162 円については、固定資産台帳に登録依頼を行った。</p> <p>今後、令和2年度（2020年度）末を目途に資産マネジメント課において固定資産台帳に登録予定。</p>	<p>令和2年 (2020年) 9月2日</p>